

エコアクション21
食品関連事業者向け
ガイドライン
2009年版

2012年1月

環境省 ・ 農林水産省

目次

はじめに	1
序 章 食品関連事業者向けガイドラインについて	3
1. 業種別ガイドラインの位置付け	3
2. 食品関連事業者向けガイドラインの適用事業者	3
3. 食品関連事業者と環境経営システムについて	4
4. 食品関連事業者向けガイドラインの策定の経緯	4
5. 食品関連事業者向けガイドラインの主な改訂のポイント	5
第1章 エコアクション21ガイドライン2009年版の概要	7
1. エコアクション21とは	7
2. エコアクション21の特徴	9
3. エコアクション21の構成	11
4. エコアクション21の取組フロー	12
第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要	13
1. エコアクション21の認証・登録制度の目的	13
2. 認証・登録の基本的要件	13
3. 認証・登録の手順	14
第3章 環境経営システム	16
I. 計画の策定 (Plan)	18
1. 取組の対象組織・活動の明確化	18
2. 環境方針の策定	19
3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価	20
4. 環境関連法規等の取りまとめ	22
5. 環境目標及び環境活動計画の策定	23
II. 計画の実施 (Do)	28
6. 実施体制の構築	28
7. 教育・訓練の実施	29
8. 環境コミュニケーションの実施	30
9. 実施及び運用	31
10. 環境上の緊急事態への準備及び対応	32
11. 環境関連文書及び記録の作成・管理	32
III. 取組状況の確認及び評価 (Check)	34
12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	34
IV. 全体の評価と見直し (Action)	37
13. 代表者による全体の評価と見直し	37

第4章	環境活動レポート	38
1.	環境活動レポートの作成	38
2.	環境活動レポートの公表	40
第5章	環境への負荷の自己チェックの手引き	41
1.	環境への負荷の自己チェックの目的	41
2.	別表1 環境への負荷の自己チェックシートの使い方等について	43
第6章	環境への取組の自己チェックの手引き	46
1.	環境への取組の自己チェックの目的	46
2.	別表2 環境への取組の自己チェックリストの使い方等について	46
別表1	環境への負荷の自己チェックシート	50
別表2	環境への取組の自己チェックリスト	61
参考1	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	79
参考2	主な環境関連法規	82
参考3	用語の説明	91

本文中に「*」を附している用語は、「用語の説明」に取り上げているものです。

(注) 食品関連事業者向けガイドライン 2009年版は、エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版)に準拠して作成しております。ただし、「序章 エコアクション21の改訂にあたって」及び「第2章 エコアクション21認証・登録制度の概要」の以下の項目に関して掲載を省略しております。

- ・エコアクション21認証・登録制度の実施主体
- ・エコアクション21認証・登録制度の運営
- ・審査人の要件及び業務等
- ・業種別ガイドライン実施要領等
- ・認証・登録料等
- ・エコアクション21の名称使用

はじめに

○環境への取組の勧め

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たち人類に便利で快適な暮らしを提供しましたが、一方で、自然環境に多大な負荷を与えたために、社会経済システムと自然環境のバランスが崩れ、このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性さえ出てきています。

例えば、大気中の二酸化炭素濃度は、工業化以前と比較すると2007年には約37%も増加しています。この増加率は過去2万年間で前例のないものであり、過去42万年間を通じて最高の濃度であるとされています。

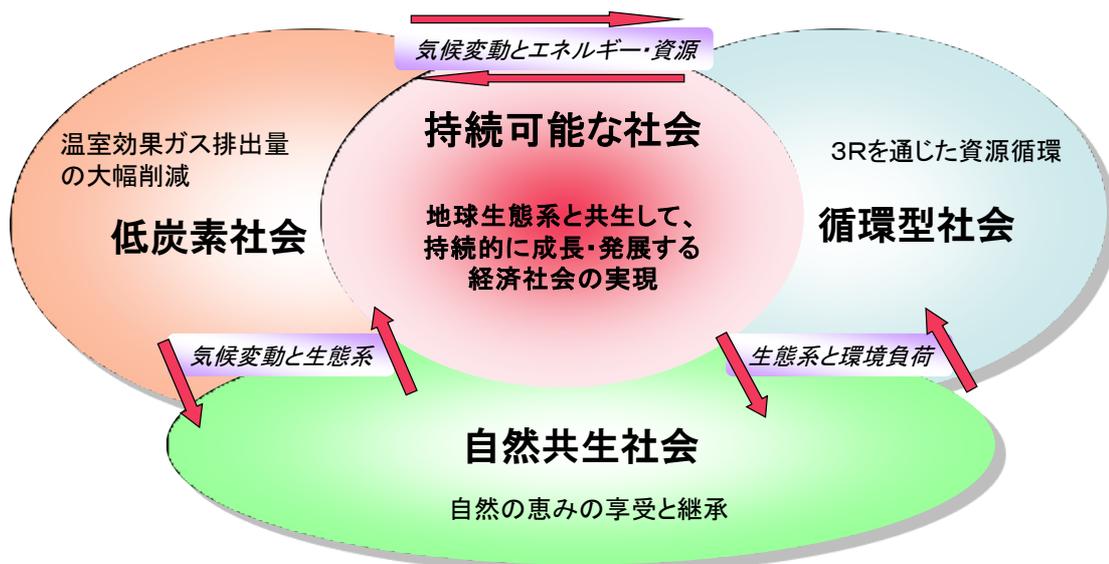
また日本は、この社会を維持するために、日本全体で平均すると1人1日当たり約34.1kgもの資源を利用し（年間約12.5トン）、約12.5kgの廃棄物等を排出しています（年間約4.6トン）¹。

私たちは、このようなエネルギーや資源を多量に消費して大量の二酸化炭素や資源を排出し、大量生産・大量消費・大量廃棄を続ける経済社会システムを、地球生態系と共生して、持続可能な経済社会へと変革していかなければなりません。

そのためには温室効果ガス*排出量を大幅に削減する「**低炭素社会**」、資源の消費や廃棄物を削減し（Reduce）、再使用し（Reuse）、再資源化（Recycle）する3R（Reduce、Reuse、Recycleの3つのRの総称）を通じた資源循環による「**循環型社会**」、自然の恵みの享受を継承する「**自然共生社会**」の3つを統合した、「**持続可能な社会**」の実現を図っていかなければなりません。

このような持続可能な社会の構築に向け、事業者・消費者・行政等、全ての主体が自主的、積極的な環境への取組を行っていく必要がありますが、特に経済社会活動の主要な部分を占める事業者は、規模や業種を問わず、積極的な取組を行うことが必要です。

¹ 1人当たりの「資源」及び「廃棄物等」については平成18年度の数値として試算（「資源」及び「廃棄物等」資料：平成21年版環境・循環型社会・生物多様性白書、「人口」資料：人口推計年報（平成18年10月1日現在推計人口））



(出典)21世紀環境立国戦略* (平成19年6月1日閣議決定)

図: 持続可能な社会に向けた取組(統合的取組の展開)

序章 食品関連事業者向けガイドラインについて

1. 業種別ガイドラインの位置付け

エコアクション21認証・登録*制度においては、環境省策定のエコアクション21ガイドラインに準拠して、特定の業種向けガイドライン（業種別ガイドライン）が策定されています。業種別ガイドラインが策定された業種に該当する事業者においては、それぞれの業種別ガイドラインで要求された事項を満たした環境経営*システムを構築、運用、維持することが必要です。

食品関連事業者向けガイドライン2009年版（以下「本ガイドライン」という。）は、食品の製造・加工業、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業等の実態を踏まえた項目を記載し、わかりやすく取りまとめられたものです。食品関連事業者がエコアクション21の認証取得を円滑に進めるために、本ガイドラインをお役立ていただければと思います。

2. 食品関連事業者向けガイドラインの適用事業者

本ガイドラインは、食品循環資源*の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という）で規定される以下の表に示す食品関連事業者が認証・登録するにあたり適用されます。

表：食品関連事業者

食品の製造・加工業者（食品メーカー等）、食品の卸売・小売業者（各種食品卸、スーパー、コンビニエンスストア、百貨店等の食品の小売業等）、飲食店業（食堂、レストラン、居酒屋等）及び食事の提供を伴う事業として沿岸旅客海運業（クルーズ船等）、内陸水運業（屋形船等）、結婚式場業、旅館業（ホテル、旅館）
--

※上記の業種に該当する事業者は、食品リサイクル法の定期報告義務がある食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の事業者であるか否かに関わらず、本ガイドラインが適用されます。

ただし、事業内容によっては食品リサイクル法が適用されない事業者（例：病院や学校等の施設で、設置者自身が運営して治療や教育と一体的に食事の提供のみを行っている場合等）においては、本ガイドラインを参考にして、エコアクション21の取組を行ってください。

また、複数の業種を兼営している事業者で、食品関連事業を営んでいる事業者においては、食品関連事業が主要な事業か否かに関わらず、食品関連事業に係わる活動について、本ガイドラインが適用されます。

3. 食品関連事業者と環境経営システム

食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等*に係わるもの、食品関連事業者が、一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用および熱回収、並びに食品廃棄物等の減量（以下「食品リサイクルの取組」という。）に取り組むことは、循環型社会形成に大きな役割を果たすと考えられます。そのため、食品リサイクル法に基づき、毎年度、個々の事業者毎に算出される食品循環資源の再生利用等の実施率の目標（以下「基準実施率」という。）を達成することが求められています。

また、食品関連事業者は、その事業にあたって多くのエネルギーや水を消費しています。これらの削減、省資源、省エネルギー、節水等に取り組むことは、事業における生産性や歩留まりを向上させることにも繋がります。

これら、食品リサイクル等の環境へ取組を効果的、効率的に行うためには、自らの事業活動に伴う環境負荷*を把握・評価し、目標を立て、行動し、結果を取りまとめ、評価して見直すという、「環境経営システム（環境マネジメントシステム）」は大変有効であると言えます。

4. 食品関連事業者向けガイドラインの策定の経緯

環境省は、中小事業者等の幅広い事業者に対して、環境経営システムと環境コミュニケーション*に取り組みやすい方法を提供するため、2004年に「エコアクション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」を策定しました。また、エコアクション21に適切に取り組む事業者を積極的に評価（認証・登録）するために、2004年10月にはエコアクション21中央事務局が設置され、環境省策定のガイドラインに基づく認証・登録制度が開始されました。さらに、環境経営の動向に合わせ、2009年11月に「エコアクション21ガイドライン2009年版」として、ガイドラインの改訂を行いました。

一方、農林水産省では、食品リサイクル及び環境への取組を積極的に行っている食品関連事業者を適正に評価し、事業者が食品リサイクル及び環境への取組を誘導するため「食品循環資源形成推進事業認証制度構築事業総合検討会」での検討を行いました。その検討内容を踏まえ、同検討会は2007年3月に「エコアクション21 2004年版準拠—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」を策定し、食品関連事業者向けに運用してまいりました。その後、ガイドラインの2009年版への改訂を受けて、エコアクション21中央事務局は、エコアクション21食品関連事業者向けガイドラインを暫定版として策定しました。

本ガイドラインは、この暫定版を基に、農林水産省の協力の下、環境省が「エ

コアクション2 1 食品関連事業者向けガイドライン 2009 年版」として策定したものです。

5. 食品関連事業者向けガイドラインの主な改訂のポイント

「エコアクション2 1 2004 年版準拠—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—食品関連事業者向けマニュアル（試行版）」から、本ガイドラインへの、主な内容の変更点は次のとおりです。

(1) 環境経営システムの要求事項について

- ①環境経営システムの項目に「取組の対象組織・活動の明確化」を加え、12 項目から 13 項目としました。
- ②把握すべき環境負荷項目として、「化学物質*使用量（化学物質を取り扱う事業者の場合）」を必須として追加しました。
- ③環境目標を策定する項目として、「化学物質使用量の削減（化学物質を取り扱う事業者の場合）」、「グリーン購入*」及び「自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境配慮」の 3 項目を必須として追加しました。
- ④規模が比較的大きな組織においては、推奨事項の一部を要求事項とし、「規模が比較的大きな組織を対象にした要求事項」として、新たに欄を設けました。

なお、上記①から④の他に、食品関連事業者には、基準実施率に関する環境目標の設定や、食品リサイクル法の遵守として再生利用等の実施率が食品リサイクル法に基づく基準実施率を満たしていることが明記されました。

(2) 環境活動レポートの要求事項について

環境活動レポートに最低限盛り込むべき内容について、これまで解説に記載していた項目を含め、5 点（組織概要、対象範囲、環境活動計画における次年度の取組内容、環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、代表者による全体評価と見直しの結果）を要求事項の中に追加し、5 項目から 9 項目としました。

(参考)

★エコアクション21食品関連事業者認証・登録制度

財団法人食品産業センターは、食品関連事業者向けマニュアルに基づき、2008年4月より「エコアクション21食品関連事業者認証・登録制度」を創設し、エコアクション21中央事務局が運用をしています。

本ガイドラインに適合していると認められた食品関連事業者は、食品リサイクルと環境への取組を行った「食品リサイクル優良事業者」として認証・登録され、エコアクション21のロゴマークの上に「食品リサイクル優良事業者」と付したマークを中央事務局より使用許諾されます。

食品リサイクル優良事業者



エコアクション21

第1章 エコアクション21ガイドライン2009年版 の概要

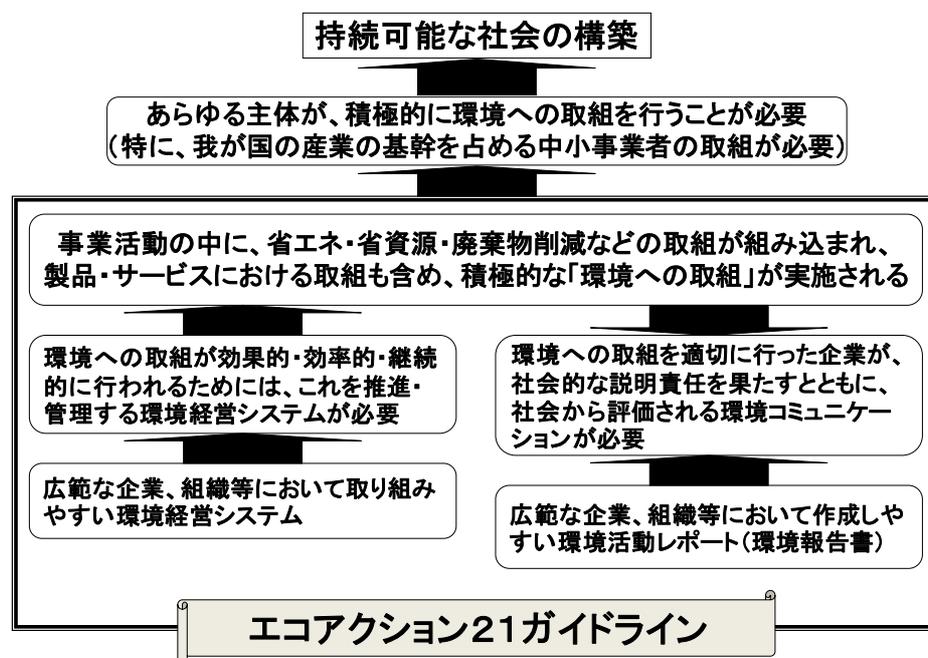
1. エコアクション21とは

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取組を行うことが必要であり、事業者においては製品・サービスを含む全ての事業活動の中に、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を織り込むことが求められています。

エコアクション21ガイドラインは、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として策定したものです。

そして、エコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度がエコアクション21の「認証・登録制度」です。

エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度は「事業者の環境への取組を推進し、もって持続可能な経済社会の実現に貢献すること」を目的としています。



図：エコアクション21の目的と概要

◆環境経営（環境マネジメント）システムとは

事業者が、その経営の中で自主的に環境への取組を実施するために、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境経営（環境マネジメント）システム」(EMS—Environmental Management System)とといいます。

環境経営（環境マネジメント）システムは、事業活動に伴い発生する環境への負荷（資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量等）を減らすとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供する等の環境への取組を行うために、事業者が、

- ①自主的に環境への取組方針と目標等を定め（**計画 = P : Plan**）
- ②その目標を達成するための組織体制を整備して必要な取組を行い
（**実施 = D : Do**）
- ③システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、
（**確認・評価 = C : Check**）
- ④改善し、定期的にシステムを見直していく（**見直し = A : Action**）

PDCA サイクルを基本とし、これによって環境経営システムと環境への取組の**継続的改善***を図っていくことを目的としています。

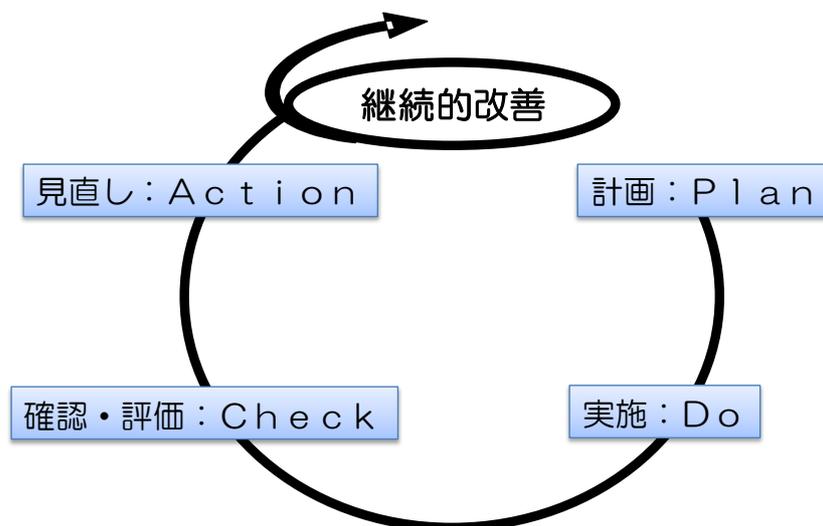


図:PDCA サイクル

◆環境経営（環境マネジメント）システムを構築するメリット

皆さんの工場や事業所では、環境への取組について、次のような問題点はありませんか？

- ・ルールを決めても、その場限りになってしまって、いつの間にか守られなくなってしまう
- ・事業活動において、無理や無駄があることがわかってはいても減らせない
- ・目標を立てても、なかなか達成できない
- ・特定の人に仕事が集中し、その人が休むと仕事が進まない

このような場合は、このガイドラインに沿って、取組を進めてみてください。PDCA サイクルに基づく環境経営（環境マネジメント）システムに取り組むと、

- ・一人、あるいは特定の人ではなく、全員で取り組む
- ・その場、その時限りの取組ではなく、決められたルール（基準）に基づいて行動する
- ・取組にあたっての目標が明確になる
- ・取組の結果をきちんと評価できる
- ・目標が達成出来なかった場合は、原因を明らかにできる
- ・日々の取組を積み重ねることにより、年々継続的に改善できる

等、工場や事業所における様々な問題の改善に役立ちます。

また、併せて、環境経営（環境マネジメント）システムを用いて環境への取組を行うことにより、次のような効果も期待できます。

- ・省資源、省エネルギー、廃棄物削減によるコストダウン
- ・環境汚染や事故による環境リスクの未然防止
- ・環境関連法規等の遵守

そして何よりも、地球や地域の環境を守り、美しい地球を子供達に引き継いでいくことができます。

2. エコアクション21の特徴

エコアクション21には、次のような特徴があります。

➤ 中小事業者等でも容易に取り組める環境経営システムです

エコアクション21では、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構*のISO14001規格*を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。

この環境経営システムを構築、運用、維持することにより、食品リサイクル及び環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営面でも効果があります。

<環境経営システムの構築、運用、維持について>

環境経営システムの構築とは仕組みを作ることであり、運用とはその仕組みに基づき実際に取り組むこと、維持とは作った仕組みを継続的に改善していくことによりその仕組みを保つことです。

➤ **必要な環境への取組を規定しています**

環境経営システムが構築、運用、維持されているといっても、それだけでは環境への取組を十分に実施していることにはなりません。エコアクション21では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量及び化学物質使用量を規定しています。

さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水、化学物質使用量の削減（化学物質を取り扱う事業者の場合）、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組を規定しています。

食品関連事業者では、食品リサイクル等の取組を必須の項目としています。これらの環境への取組は、環境経営にあたっての必須の要件です。

➤ **環境コミュニケーションに取り組めます**

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。

エコアクション21では、**環境活動レポート**の作成と公表を必須の要件として規定しています。環境コミュニケーションに対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得るとともに、企業がより発展していくための重要な方法の一つであると言えます。

食品関連事業者では、食品リサイクル法に関する実績等の記載が必要となります。そのため、環境活動レポートを活用して、食品リサイクル等の取組を対外的にアピールできます。

➤ **事業者の自主的・積極的な取組を第三者が評価します**

エコアクション21に自主的・積極的に取り組む、ガイドラインで規定している環境経営システム及び環境活動レポートの要求事項（以下「ガイドラインで規定する要求事項」という。）を満たす事業者に対し、第三者が一定の評価を与える制度としてエコアクション21の認証・登録制度を実施しています。この制度において認証・登録を受けるためには、「全組織・全活動（事業活動及び自らが生産・販売・提供する製品・サービス）を対象にエコアクション21に取り組む」ことが必要です。

3. エコアクション21の構成

本ガイドラインは、次の4つのパートで構成しています。

エコアクション21では、第3章「環境経営システム」の要求事項に基づき環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、それらの取組等の結果について、第4章「環境活動レポート」の要求事項に基づいた内容の環境活動レポートを作成し公表します。そのためには、第5章「環境への負荷の自己チェックの手引き」を参考に、事業活動に伴う環境への負荷を把握するとともに、第6章「環境への取組の自己チェックの手引き」を参考に、環境への取組状況を把握し、環境への負荷を削減するための取組のあり方を検討します。

第3章 環境経営システム

エコアクション21では、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。環境経営システムは、全体で13の要求事項で構成しています。

第4章 環境活動レポート

エコアクション21では、環境経営システムの要求事項に基づいて取り組んだ結果等について、環境活動レポートに取りまとめて公表することを規定しています。環境への取組の成果を取りまとめて公表することは、環境コミュニケーションの第一歩となります。

第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き

この手引きは、事業活動に伴う環境への負荷の容易な把握方法を提示しています。環境経営システムを構築し、環境への取組を適切に実施するためには、まずどのような環境負荷が発生し、それがどの程度の量なのか等、自己の環境負荷の状況を正しく把握することが必要不可欠です。

第6章 環境への取組の自己チェックの手引き

この手引きは、環境のために事業者に期待される具体的な取組のチェックリストとなっています。この自己チェックにより、環境への取組状況を認識し、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにすることができます。特に、エコアクション21にはじめて取り組む場合は、現状調査（初期調査）として環境への負荷並びに環境への取組状況を把握することから始めます。

4. エコアクション21の取組フロー

エコアクション21に取り組む場合、一般的には次のような手順が考えられます。実際の取組の手順は、第3章「環境経営システム」の要求事項13項目の並びとは異なることもあります。特にエコアクション21にはじめて取り組む場合は、最初に実施体制を決める他、環境に関する現状調査（初期調査）を実施する等、2年目以降と手順が異なります。

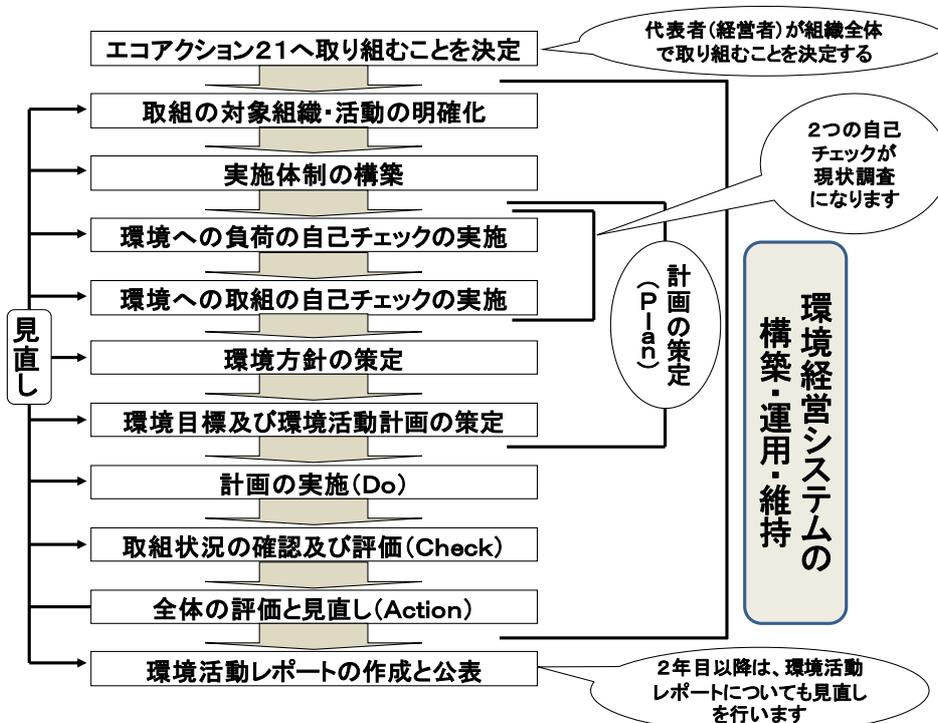
はじめて取り組む場合の手順としては、まず代表者が、エコアクション21に組織全体で取り組むことを決定し、取組の対象となる組織と活動の範囲を明確にします。エコアクション21の取組にあたっては、代表者のリーダーシップが何よりも重要です。

次に、エコアクション21に取り組むための、実施体制を決めます。

そのうえで、環境に関する現状調査（初期調査）として、第5章「環境への負荷の自己チェックの手引き」及び第6章「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに、事業活動に伴う環境負荷の把握と環境への取組状況、組織に適用される環境関連法規等を把握します。そして、その結果を踏まえて、第3章「環境経営システム」の要求事項に基づき環境経営システムを構築します。

環境経営システムの構築においては、計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）のPDCAサイクルを基本とし、この結果を環境活動レポートとして作成・公表します。

以後、このサイクルを繰り返すことにより**継続的改善**を図っていきます。



図：エコアクション21の取組フロー

第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要

1. エコアクション21の認証・登録制度の目的

エコアクション21認証・登録制度（以下、本制度）は、事業者の環境への取組を推進し、その取組をより良いものとしていくため、環境経営を実施する事業者に対し、第三者が適切な指導・助言を行うとともに、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインへの適合性を認めることにより、社会的な評価や信用を得られるようにする仕組みです。

また、この制度を通じて、認証・登録された事業者の環境活動レポートを公開することにより、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の情報や環境経営の状況を開示するとともに、事業者を取り巻く利害関係者*とのコミュニケーションを促進することも目的としています。

さらに、本制度を通じて、事業者による環境経営が広く浸透することにより、社会全体としての環境負荷の低減に貢献することや、地方公共団体などとの連携により地域に密着した協力体制の構築を図っていくことも、本制度を普及促進する目的です。

2. 認証・登録の基本的要件

エコアクション21の認証・登録を受ける事業者は、本ガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の基本的な取組を適切に実施したうえで、審査人による所定の審査を受審し、判定委員会*等の審議を経て、これらの要求事項に適合していると認められることが必要です。

- ①計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）のPDCAサイクルによる環境経営システムを適切に構築していること
- ②構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること
- ③環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量等）を把握し、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等）を適切に実施していること
- ④代表者による全体の評価と見直しを行っていること
- ⑤環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること
- ⑥環境への負荷・取組の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、環境活動レポートの内容が整合していること

食品関連事業者においては、基本的な取組に加えて、次の要件を満たすことが求められます。

- ①食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施率を把握していること
- ②環境目標として、基準実施率以上の再生利用等の実施率を目標として設定し、食品リサイクル等の必要な環境への取組を適切に実施していること
- ③認証・登録にあたっては、原則として、再生利用等の実施率が食品リサイクル法に基づく基準実施率を満たしていること

3. 認証・登録の手順

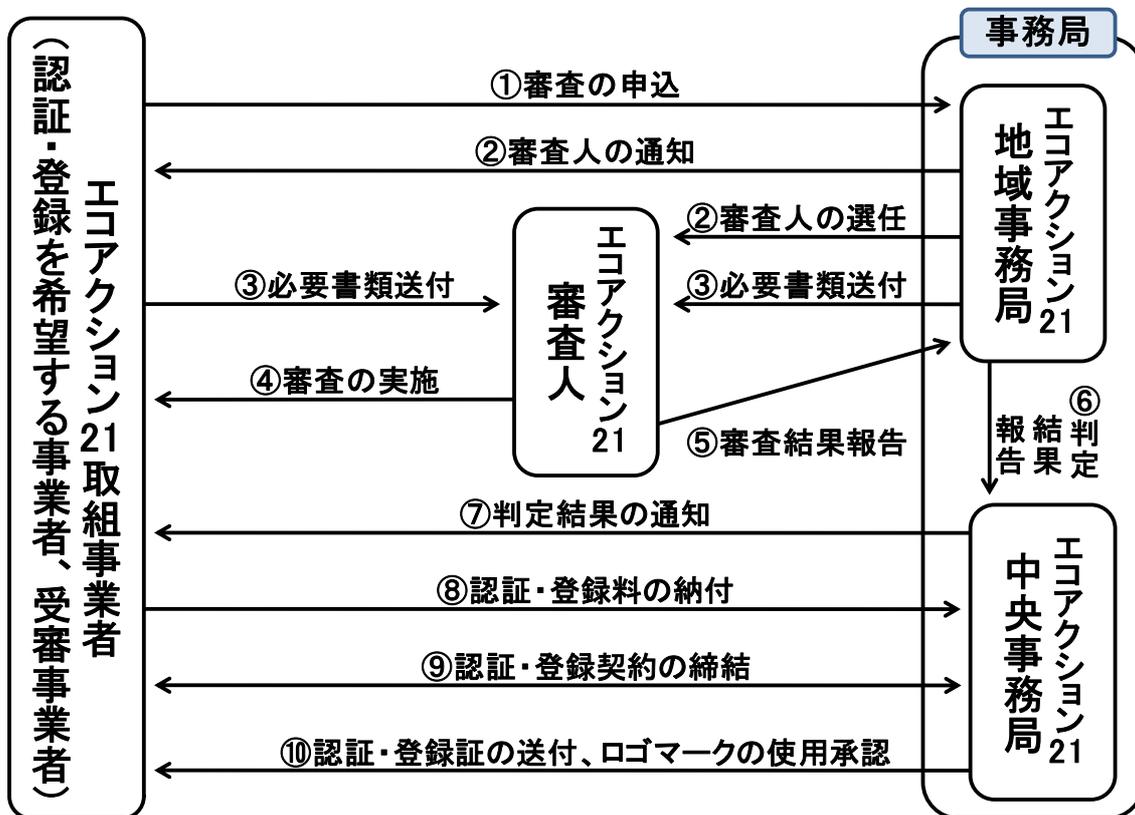
エコアクション21の登録審査を受審するためには、本章第4項の認証・登録の基本的要件に掲げる事項を満たしたうえで、環境経営システムに基づく取組を3ヶ月以上実施し、必要な環境関連法規等を遵守していることが必要です。

以下において、認証・登録の手順の概要を示します。なお、実際の手続きは実施主体である中央事務局へご確認ください。

<認証・登録の手順>

- ①認証・登録を希望する事業者は、審査申込書を環境活動レポートとともに、最寄りの地域事務局に郵送し、審査の申込みをします。
(最寄りの地域事務局は、中央事務局のホームページ等にてご確認ください。)
- ②地域事務局は、審査を担当する審査人を選任し、受審事業者に通知します。
- ③審査人は、地域事務局及び受審事業者より、審査に必要な書類を受領します。
- ④審査人は、登録審査（書類審査、現地審査）を実施します。
- ⑤審査人は、審査の結果を、審査結果報告書に取りまとめ、地域事務局に提出します。
- ⑥地域事務局の判定委員会は、審査人の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否を判定し、中央事務局に報告します。
- ⑦中央事務局は、受審事業者の認証・登録の可否を判定委員会の報告に基づき判断し（必要に応じて中央事務局の判定委員会で審議）、受審事業者に通知します。
- ⑧受審事業者は、中央事務局に認証・登録料を納付します。
- ⑨中央事務局は、受審事業者と認証・登録契約を締結します。
- ⑩中央事務局は、受審事業者に認証・登録証を送付するとともに、エコアクション21ロゴマークの使用を認め、事業者の環境活動レポートをホームページで公開します。
- ⑪認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・

登録の1年後に中間審査、中間審査の1年後に更新審査をそれぞれ受審し、適合と認められた場合は、登録時と同様の手続きを経て、登録の更新を行います。



図：エコアクション21認証・登録の手順

第3章 環境経営システム

本章では、エコアクション21における環境経営システムの要求事項を定めています。

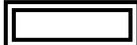
エコアクション21に取り組み、認証・登録を受ける食品関連事業者は、この環境経営システムの要求事項に適合した環境経営システムを構築、運用、維持することが必要です。

ポイント1：環境経営システムは13項目から構成しています

環境経営システムは、計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）のPDCAサイクルを基本とし、全体では13の項目から構成されています。

このPDCAサイクルを繰り返すことによって、環境経営システムを改善していくとともに、環境への取組の効果を高めていくことができます。このような積み重ねにより環境への取組及び環境経営システムの「継続的な改善」を図っていきます。

ポイント2：項目毎に要求事項を規定しています

各項目の中で  中の「〇〇する。」または「〇〇を行う。」と規定している事項は、環境経営システムの具体的な要求事項となっています。認証・登録を受けるためには、この全ての要求事項に適合した環境経営システムを構築、運用、維持することが必要です。

➤ 要求事項の「〇〇する。」は「〇〇しなければならない。」と同じ意味です。

ポイント3：項目毎に要求事項の解説をしています

項目毎に要求事項の内容について解説しており、具体的にどのような取組を行う必要があるのかを説明しています。解説を理解して、環境経営システムを構築、運用、維持してください。

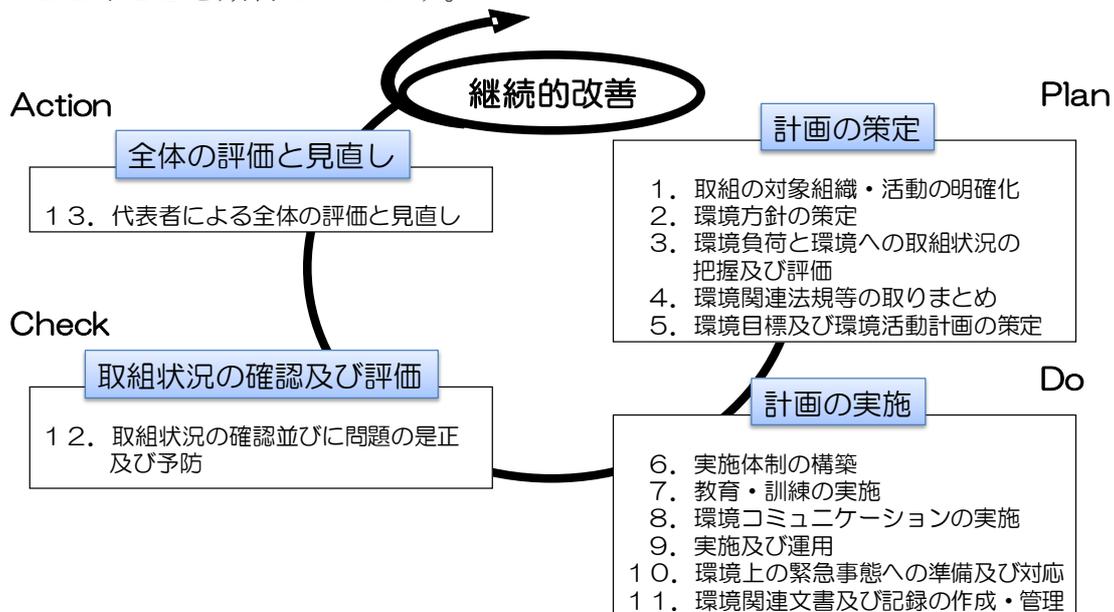
ポイント4：より積極的な取組を進めるための推奨事項を記載しています
 推奨事項は、要求事項ではありませんが、事業者の規模により、可能であれば取り組むことが望ましい内容を記載しています。ただし、規模が比較的大きな組織※においては、推奨事項の一部を「規模が比較的大きな組織を対象にした要求事項」として取組を求めています。また、エコアクション21に取り組んで数年が経過した組織においては、環境経営システムをより効果的に運用し、維持するために、審査に際して要求事項に準じたものとして取組が求められる場合もあります。その他の組織においても、積極的な取組として、実施することが期待されます。
 ※規模が比較的大きな組織とは、一つの目安として、「従業員数100人以上」の組織を指します。

◆環境経営システムの要求事項と実際の取組

どのように取り組むかは、皆さんの創意工夫で

環境経営システムの要求事項は、取り組まなければならない項目を規定していますが、どのような方法及び内容であればその要求事項に適合するかは、事業者の規模、業種・業態等により異なると考えられます。どのような取組を、どのように実施すれば効果的・効率的かは、各事業者の創意工夫に委ねられていると言えます。

各項目の解説において具体的な方法や内容を示していますので、これを踏まえて環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を積極的に行っていただくことを期待しています。



図：環境経営システムとPDCA サイクル

I. 計画の策定 (Plan)

環境負荷の削減、環境への取組の推進等をどのように行っていくかを具体的に計画するのが「I. 計画の策定 (Plan)」の段階です。計画が適切に策定されていなければ、その結果の評価や見直しを適切に行うことができません。まず取組の対象組織・活動を明確にし、現状調査でもある環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックを行い、その結果を踏まえて、適切な環境目標、環境活動計画を策定することが必要です。

1. 取組の対象組織・活動の明確化

**組織は、全組織・全活動（事業活動及び製品・サービス）を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。
認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。**

[解説]

環境問題への対応のあり方を考えたとき、一部の組織や活動だけを対象として、環境への取組を行うことは好ましくありません。そのためエコアクション21に取り組むにあたっては、全組織・全活動・全従業員^{*}を対象とし、全社的に取り組むことが必要です。

ただし、事業所や工場が複数存在する場合等規模が比較的大きい事業者については、環境負荷が比較的大きいサイト（事業所や工場）から取組を始め、その後、段階的に対象組織を拡大していくことも可能です。その場合も、活動に関しては対象とした組織における全ての活動を対象とすること、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを明確にすること、このことを環境活動レポートに記載することが必要です。

一部組織から段階的に取組を行う場合、対象組織の本業に関わる活動については、必ず対象に含めることとし、一部の比較的環境負荷が小さい組織やサイトのみを対象としたり、環境負荷の大きな組織を対象範囲^{*}から外したりすることがないようにします。

※全従業員とは、対象組織で働く全ての者を意味し、派遣社員、アルバイト、常駐の委託業者等を含みます。

※エコアクション21に取り組むにあたり、対象とする組織及び対象とする活動の両方を総称して取組の「対象範囲」と言います。

対象範囲について、既に組織の一部において ISO14001 あるいは他の環境マネジメントシステムの認証を取得している場合は、これらの対象範囲を合わせて、全組織がいずれかのマネジメントシステムの範囲に含まれるよう対象範囲を設定してください。

2. 環境方針の策定

代表者（経営者）は、環境経営に関する方針（環境方針）を定め、誓約する。
環境方針は、次の内容を満たすものとする。

- ・ 組織の事業活動に見合ったものとする
- ・ 環境への取組の基本的方向を明示する
- ・ 組織に適用される環境に関する法規等の遵守^{じゅんしゅ}を誓約する

環境方針には、制定日（または改定日）を記載し、代表者が署名する。
環境方針は、全ての従業員に周知する。

[解説]

環境方針は、組織が自主的、積極的に環境経営に取り組み、環境負荷の継続的な削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約（約束）であるとともに、組織の環境への取組の基本方針を示すものです。

「事業活動に見合ったものとする」「環境への取組の基本的方向を明示する」とは、環境への取組を進めるにあたって定めた、自らの事業活動、特に本業を踏まえた基本的な方針（重点的に取り組むべき分野）のことであり、取組の方向性のことです。

事業活動には、事業所や店舗等における製造、販売、輸送等の活動と、提供する製品及びサービスがあります。また、取組には、事業活動に伴う環境負荷を低減させる取組と、より積極的に環境の保全や創造、持続可能な社会の構築に貢献していく取組（環境に有益な取組）があります。

食品関連事業者では、各業種における食品リサイクル等の取組の内容を環境方針に盛り込むことが必要です。例えば、食品の製造・加工業者であれば「食品の製造・加工工程の改善により、原材料ロスを削減します」、食品の卸売業者であれば「食品の品質管理の向上、配送や保管方法の改善により食品廃棄を低減します」、食品の小売業者であれば「受発注管理の向上、消費・賞味期限の有効活用、仕入れや販売方法の改善により売れ残りを削減します」、飲食店事業者であれば「メニュー、盛り付け等の工夫により食べ残しを削減します」、「調理方法の改善等により調理くずを削減します」等が考えられます。

環境方針には数値目標等を掲げる必要はありませんが、取組の基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。

環境方針の策定にあたっては、次頁の「表：事業活動と環境への取組」を参考に、代表者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表すことが必要です。

全従業員への周知については、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことができるよう、掲示や会議、朝礼等を活用して行います。

◆事業活動と環境への取組

活動と環境配慮	環境への取組	
	環境負荷を低減する取組	環境に有益な取組
工場、店舗、事業所等の事業活動における環境配慮	<例> 生産工場または店舗等における二酸化炭素排出量、エネルギー使用量、水の使用量、廃棄物排出量の削減、輸送における燃料使用量の削減 等	<例> 太陽光発電等の新エネルギー*を利用する、屋上緑化を進める、緑を増やす、地域の環境関連活動に参加する、グリーン購入を行う 等
生産、販売、提供する製品・サービスにおける環境配慮	<例> 工場近くの産地からの原材料調達、環境に配慮した容器包装資材等の調達、商品包装の簡略化 等	<例> 環境保全型商品等の開発、環境情報提供 等

3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価

対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定する。
 環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量（食品廃棄物等を含む）、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握する。
 事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに把握する。

[解説]

<環境への負荷の把握>

環境への取組を行うためには、まず、自らの事業活動に伴う環境への負荷がどれだけ発生しているのかを知ることが重要です。環境への負荷とは、どのような資源・エネルギーをどの程度消費しているか、二酸化炭素や廃棄物等をどの程度排出しているか等です。

そこで、第5章の「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに、別表1の「環境への負荷の自己チェックシート」を用いて、事業活動に伴う環境負荷を把握します。そして、その結果を踏まえて、自らの事業活動で環境に大きな影響を及ぼしている活動、施設、設備、物質等を特定します。次に、特定した活動等に対して、環境目標を策定し環境負荷を削減するための取組を行います。

す。

食品関連事業者では、食品廃棄物等の発生量及び食品廃棄物等の発生抑制量、再生利用量、熱回収量、減少量、再生利用等以外の量、廃棄物としての処分量及び再生利用等の実施率は必ず把握します。

なお、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量（食品廃棄物等を含む）及び総排水量の把握を必須としているのは、現在の環境問題の中でも、地球温暖化対策と循環型社会の構築が、特に重要な課題となっているためです。化学物質使用量については、適正な使用及び管理の重要性から、製造、加工等で使用される触媒や排水処理剤等で化学物質（化学物質を含む製品）を取り扱う事業者のみ必須とします。把握する化学物質については、原則として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法、参考2の主な環境関連法規を参照）」のPRTR制度*対象物質とし、把握方法等の詳細については、別表1「環境への負荷の自己チェックシート」の④化学物質使用量に記載してあります。

<環境への取組状況の把握及び評価>

次に、現在どのような環境への取組を行っているかについて、第6章の「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに別表2の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いて把握します。そして環境負荷の把握結果等を踏まえて、チェックリストにある取組内容を参考に、今後どのような取組を行うことができるかを検討します。検討した結果を、環境目標や環境活動計画の内容に反映させます。その際、組織が生産・販売・提供している製品及びサービスにおける環境への取組状況についても把握し検討を行ってください。

食品関連事業者では、食品リサイクル等の取組状況を把握することが必要です。

別表2の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いた取組状況の把握は、エコアクション2.1にはじめて取り組む事業者は現状調査（初期調査）として必ず実施します。2年目以降については、初年度の現状調査のように全ての項目についてチェックする必要はありません。初年度の把握結果をもとに、チェックリストにある取組項目を参考に環境活動計画を策定する等、環境への取組を継続的に改善するために、事業者の実状に合わせて活用してください。

推奨事項

- ・「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに、**二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者の場合）以外の環境への負荷に関するデータを収集し把握する**
- ・事業活動全体のマテリアルフロー*、マテリアルバランス*を把握する
- ・環境影響の大きな活動等の特定にあたっては、使用量（排出量）の多寡、使用や発生の頻度、有害性等を考慮し、評価の基準を定める

4. 環境関連法規等の取りまとめ

事業を行うにあたって^{じゆんしゆ}遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめる。
環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。

[解説]

対象組織の事業活動、製品及びサービスに適用される環境関連法規等及びその内容について、正しく理解し把握しておくことが必要です。また、環境関連法規等は最低でも年に1回、例えば年度末または年度はじめに見直しを行い、常に最新のものとする必要があります。

環境関連法規等には、国や府省が定めた法令、政令、省令、自治体等が定めた条例、規則、その他の環境関連要求事項としては、地域の協定、顧客（納入先・取引先）からの要請、業界団体の取り決め等があります。

どのような法規等が該当するかについては、環境省ホームページ、事業所所在地の都道府県、政令市ホームページで情報収集したり、事業所所在地の地方公共団体に問い合わせること等も一つの方法です。

また、取りまとめにあたっては、該当する条項、遵守すべき項目等を明確にする必要があります。環境関連法規等については、環境汚染物質等の排出濃度の規制だけでなく、公害を発生させる設備等の届出、地球温暖化防止や廃棄物の減量・リサイクル等に関する計画の策定、責任者や有資格者の選任と届出、製品及びサービスにおける環境に関する適合基準等を規定している場合があります。それらについて、何を遵守し、そのために具体的にどのような取組をする必要があるのかを明確に取りまとめることにより、遵守を確実なものとしします。また、顧客（納入先・取引先）からの要請がある場合は、その内容等を明確にすることが必要です（製品における化学物質に関する要請等）。

具体的な環境関連法規等の例及び取りまとめ方については、「参考2 主な環境関連法規」を参照してください。

◆食品関連事業において、関係する主な環境関連法規等

①地球温暖化対策・省エネルギー関連

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法） 等

②大気汚染防止

大気汚染防止法（大防法）、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法） 等

③水質汚濁防止

水質汚濁防止法（水濁法）、浄化槽法、下水道法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 等

④騒音規制、振動規制、悪臭防止

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 等

⑤適正な廃棄物処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）、産業廃棄物の処理や処理施設の設置等に関する条例及び要綱 等

⑥リサイクルの推進

資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 等

⑦化学物質管理

ダイオキシン類対策特別措置法 等

⑧その他

建築基準法、消防法

5. 環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。

環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減（再生利用等の実施率を含む）、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。

環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。

環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。

[解説]

環境目標は、「何を、どこまで、いつまでに行うか」を、環境活動計画は、環境目標達成のために「どのような手段で、いつまでに、誰が責任をもって行うか」を策定します。

策定にあたっては、環境への負荷及び環境への取組状況の把握等の結果を踏まえるとともに、環境方針で明示した環境への取組の基本方針と整合させます。

具体的には、環境への負荷の把握で特定された、取組の対象とすべき環境負荷及び活動等について環境目標を策定するとともに、原則として二酸化炭素排出量削減（省エネルギー）、廃棄物排出量削減（あるいはリサイクル推進）、総

排水量削減（節水）、化学物質使用量削減（化学物質を使用する事業者の場合）、グリーン購入、自らが生産・販売する製品及びサービスに関する目標を策定する必要があります。

食品関連事業者では、食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、再生利用及び熱回収に積極的に取り組み、食品廃棄物等を減量して、最終処分量を削減することが大きな課題であることから、再生利用等の実施率の目標及びそれに関する環境活動計画は必ず策定します。その際に、実施率の目標値は、個々の事業者毎に設定されたその年度の基準実施率と同じかそれを上回る必要があります。目標の策定あたっては、次頁の「◆再生利用等の実施率及び基準実施率の算出方法並びに具体的な取組について」及び巻末の参考1「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」を参考にしてください。

また、環境目標としては、3～5年程度を目処とした中長期の目標と、単年度の目標を策定するとともに、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも可能な限り目標の達成状況の目安となる指標等を策定します。

環境活動計画については、環境への取組状況の自己チェックの結果及びチェックリストに例示された取組内容を踏まえて、単年度の環境目標に対応した具体的な取組の内容（達成手段）、スケジュール及びそれぞれの計画の責任者と担当者を決めます。

環境目標と環境活動計画は、毎年度見直すとともに、事業活動に大きな変更があった場合は、速やかに改定します。

なお、環境負荷の状況によっては、技術的、経済的にこれ以上の削減が難しい場合もあります。また賃貸オフィス等で水道料や廃棄物処理費等が共益費に含まれていて使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、定量的な環境目標の策定は行わず、定性的な環境目標を策定するか、あるいは環境配慮の取組を手順化し、その取組状況を定期的に確認する等監視・測定を適切に行います。

化学物質使用量削減についても、製造工程及び製品の原材料としての使用量が極めて少ない、また製品の仕様書で使用量等が決められており自らの判断で削減することができない場合等は、環境目標の策定は行わず、化学物質を適正に管理していることを定期的に確認します。

環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知します。

推奨事項

- ・組織の規模等に応じ、組織全体の目標に加えて、部門別の目標を策定する
- ・環境活動計画について、単年度のみならず、中長期の環境目標と対応した中長期の環境活動計画を策定する
- ・事業活動を生物多様性の観点から見直してみる
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用のため、具体的取組^{*}の実施に努める

※生物多様性に関する具体的取組については、別表2の「4. その他 1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組」を参照してください。

◆再生利用等の実施率及び基準実施率の算出方法並びに具体的な取組について

食品関連事業者は、毎年度の再生利用等の実施率が基準実施率以上となることが求められます。

(※79頁「参考1 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」もご参照ください。)

再生利用等実施率の計算式

$$\text{再生利用等の実施率} = (\text{②} + \text{③} + \text{④} \times 0.95 + \text{⑤}) / (\text{①} + \text{②})$$

①発生量 (③+④+⑤+⑥+⑦)

②発生抑制量

③再生利用量

④熱回収量

⑤減少量

⑥再生利用等以外の量

⑦廃棄物としての処分量

基準実施率は、以下の式により算出される食品関連事業者毎の再生利用等の実施率の目標です。

$$\text{基準実施率} = \text{前年度の基準実施率} + \text{前年度の基準実施率に応じた増加ポイント}$$

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上 50%未満	2%
50%以上 80%未満	1%
80%以上	維持向上

注1：平成20年度から算出しているものであり、20年度においては、「前年度の基準実施率」は平成19年度の再生利用等実施率とします。

注2：平成19年度の再生利用等の実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算します。(改正前の法律では平成18年度までに再生利用等の実施率の目標を20%としたことによります。)

基準実施率の目標を達成するためには、以下の取組を実施します。

- ・発生抑制：加工ロス・不良品に伴う廃棄物の削減(生産管理)、不良在庫による廃棄物の削減(発注管理・在庫管理)、非食用部位を除去した原料の仕入(仕入方法の見直し)等
- ・減量：脱水、乾燥、発酵、炭化
- ・再生利用：飼料化、肥料化、炭化燃料・還元剤化、油脂・油脂製品化、エタノール化、メタン化

- ・熱回収：再生利用施設の立地条件や受入状況等により、再生利用が著しく困難である場合*、もしくはメタンと同等以上の効率でエネルギーを利用できる場合*の熱回収

◆グリーン購入並びに自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境目標について

エコアクション21をはじめとする環境経営システムにおいては、これまで事業所や工場における環境への取組が重視されてきました。持続可能な社会を構築していくためには、事業所や工場における環境への取組と、自らが購入する原材料や自らが生産・販売・提供する製品及びサービスにおける環境への取組の両方が必要不可欠であり、これらの取組は、事業活動における環境への取組の両輪であるといえます。

そこで、より積極的に取り組んでいただくために、エコアクション21ではそれらの環境負荷削減に関する環境目標を掲げて取り組むことが必要です。

組織の業種・業態・規模、購入する原材料及び製造・販売・提供する製品・サービス等の特性に応じて、製造段階以前の、企画・開発、設計、原料等の調達段階や、製造段階以降の、輸送、販売、消費、廃棄・回収等の段階等、ライフサイクル全体を考慮した取組*が必要です。

目標は可能な限り数値化することが望まれますが、数値化できない場合は、「製品の環境負荷を削減することを検討するための会議を設置する」、「他社の取組状況を調査する」等の取組に関する環境目標を設定してください。

策定にあたっては、別表2の「環境への取組の自己チェックリスト」の「1. 食品リサイクル等の取組に関する項目」及び「4. 製品及びサービスに関する項目」を参考にしてください。

〈製品・サービスに関する環境目標の例〉

- ・環境に配慮した原材料の調達に関する方針を策定する
- ・工場近くの産地から原材料を調達する
- ・ロスのない製品を企画・開発する
- ・販売状況に応じた調理、販売法を行う
- ・製品の配送ルートを効率化する
- ・販売時の包装を簡易化するまたは無包装化する
- ・製品にカーボンフットプリント（CFP）*表示を行う
- ・商品やメニューでフードマイレージ*等の環境情報を提供する
- ・マイバックの使用を推進する
- ・環境に配慮した事務用品等を使用する

☆生物多様性とは

生物多様性条約では、全ての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルがあるとされています。分かりやすく言えば、地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生き物がいること、そして、それぞれがつながっていることとも言えます。

私たちの豊かで安全な暮らしは、水、酸素、食料、繊維、木材、燃料、医薬品、安定した気候、自然災害防止等、様々な自然の恵み（＝生態系サービス）によって成り立っています。一方で、近年、日本の国土面積の5分の1にも相当する森林が毎年世界から失われており、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速する等、生物多様性を取り巻く状況はきわめて深刻です。

我が国では、生物多様性基本法において生物多様性に対する事業者の責務が定められ、第三次生物多様性国家戦略*では、事業活動と生物多様性の関わりが示されると共に、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことが期待されています。そして、事業者の生物多様性に関する活動への参画を促すことを目的に、「生物多様性民間参画ガイドライン*（2009年8月）」が策定されました。

将来に渡り、その「生物多様性」の恵みを享受し続けるためには、事業活動が直接的、間接的に及ぼす影響を意識し、その恵みを保全するまたは持続可能な利用を行っていく必要があります。

Ⅱ．計画の実施（Do）

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するための仕組みを整備するとともに、これを実行するのが「Ⅱ．計画の実施（Do）」の段階です。計画を適切に実施するための具体的なルールを定めることも含まれます。

6．実施体制の構築

**エコアクション2.1 環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。
実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。**

[解説]

環境経営システムを構築し、効果的な運用を図るためには、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を整備することが必要です。代表者や各部門の責任者、各部門の実行責任者または担当者等の役割、責任及び権限を明確に定めるとともに、組織の一人ひとりが、環境経営システムの中で自らがどのような役割を担っているのかを理解することが必要です。そのために、構築した実施体制を図等に取りまとめ、全従業員に周知します。

また、代表者は、組織の規模等の必要性に応じて、環境管理責任者*を任命します。環境管理責任者は、環境経営システム全体の構築、運用、維持に関する実務上の権限を代表者から委任され、責任を持つとともに、その状況を代表者に報告します。

小規模事業者においては、各部門の責任者、環境管理責任者の役割を代表者が兼ねることも可能です。

推奨事項

- ・組織の代表者は、単に「かけ声」をかけるだけでなく、環境への取組を適切に実行するための資源※を用意する

※資源とは、いわゆる「人・もの・金」のことで、環境への取組を実施するための必要な人員、設備、費用等を適切に準備することです

7. 教育・訓練の実施

エコアクション21の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

[解説]

教育・訓練は、全従業員を対象としたものと、特定の業務に従事する者を対象としたものがあります。特定の業務に従事する者とは、組織に適用される環境法規等に関わる業務や、事業活動の中で特に環境に大きな影響を及ぼす活動、想定される緊急事態に対応する役割がある者等のことで、業務を行うために必要な資格や能力を確実に身につけることが求められます。

全従業員は、環境への取組を適切に実施するために、組織の環境方針を理解するとともに、組織が策定した環境目標や環境活動計画等における自らの役割や実施しなければならない取組について、十分に認識することが必要です。特に管理職においては、部門の責任者としての役割、責任等を認識することが必要です。併せて、環境問題（食品廃棄物等）の現状や環境経営の意味を知り、何故、環境への取組をしなければならないかを自覚することが重要です。

また、特定の業務に従事する者については、環境法規等が定める必要な資格等を有すると共に、実際の現場等において適切な訓練を行う必要があります。

そのために一律に教育・訓練を行うのではなく、それぞれの業務や役割等に応じた教育・訓練を適切に実施することが必要です。

教育・訓練の内容の例としては、次のようなものが考えられます。

➤ 認識・自覚等を高めるもの

○全従業員

- ・環境問題の現状やエコアクション21における環境への取組の意義、重要性等
- ・組織共通の環境目標及び環境活動計画の内容、手順
- ・担当する業務に関連した環境目標及び環境活動計画の内容、手順
- ・自らの役割及び責任

○管理職

- ・環境への取組の意義、重要性等
- ・エコアクション21の基本的な仕組み
- ・部門の環境目標及び環境活動計画の詳細
- ・部門の責任者としての役割、責任及び権限

➤ **特定の業務に従事するために必要なもの**

- 法規制に関連する業務の担当者
 - ・法規制の詳細、遵守手順
 - ・必要な資格、能力等（資格の例：公害防止管理者*、エネルギー管理士*、特別管理産業廃棄物管理責任者*、危険物取扱者*等）
- 環境に大きな影響を及ぼす活動に従事している者
 - 例：食品廃棄物管理者：食品廃棄物の廃棄手順、遵守すべき手順等
 - 排水処理担当者：排水処理手順、遵守すべき基準等
 - 焼却炉運転担当者：運転手順書、遵守すべき基準等
 - 緊急事態への対応者：緊急事態対応手順等

推奨事項

- ・教育・訓練の年間計画を策定し、階層別、職種別等、適切なプログラムにより実施する
- ・教育・訓練の実施結果を記録に残す

規模が比較的大きな組織※を対象にした要求事項

- ・教育訓練の実施結果を記録に残す
- ※従業員数100人以上が一つの目安

8. 環境コミュニケーションの実施

組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、その結果を記録する。
環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。

[解説]

組織における内部コミュニケーション*は、エコアクション21に効果的に取り組むための重要な手段です。職場会議や掲示板等を通じて、環境目標及び環境活動計画の進捗状況等のエコアクション21に関する情報を従業員に提供するとともに、従業員からの意見を受け付ける等、双方向に情報をやりとりします。

また、外部からの環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応することが必要です。

環境に関する苦情や要望の受付内容（いつ、誰から、どのような内容、対応者等）、対応した結果（対応部署、対応策、結果等）については、記録しておきます。また、対応の結果によっては、同様の苦情が起きないように、再発防止策を講じます。

事業者が環境への取組状況等を公表する等の環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠な要素となっています。環境活動レポートにより積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。

推奨事項

- ・ 内部コミュニケーションを図るため、朝礼や掲示板、社内メール等を活用して、環境経営システムや環境に関する情報を伝達する
- ・ 環境に関する改善提案等の内部意見を受け付ける手順を定める
- ・ 環境に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者との双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を定める
- ・ 製品及びサービスの環境に関する苦情や要望（顧客、取引先、地域等からの）に対応する手順を定める

9. 実施及び運用

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用する。

[解説]

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために、必要な取組を適切に実施します。特に、環境負荷の把握で特定された、取組の対象とすべき環境負荷及び活動については、取組が確実に実施されるようにします。そのために必要な場合は、実施にあたっての手順等を定めた手順書を作成し運用します。

推奨事項

- ・ 手順書には、実施にあたっての要件として、守るべき基準等を定める
- ・ 規制遵守のために自主管理値等を定めて管理する
- ・ 環境関連法規等を具体的に遵守するための手続き、例えば測定の種類、方法、担当者等を定める
- ・ 構内常駐の社外業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する
- ・ 請負業者については、契約時に、取組にあたって必要な事項を盛り込む

10. 環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実施する。
事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。

[解説]

事故や天災等により、油の流出、化学物質の流出等の環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすどのような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をしておくことが必要です。

次に、その対応策が有効であるかどうか、例えば環境への影響が最小限に限り止められるか、準備品はすぐに使用できるか、連絡先の確認等、可能な範囲で定期的に試行するとともに、対応がスムーズに行えるよう訓練を実施します。

さらに、緊急事態の発生後や試行の後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要に応じて対応策を改訂します。

11. 環境関連文書及び記録の作成・管理

エコアクション21の取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。
エコアクション21で必要な取組の記録を作成し、適切に管理する。

[解説]

文書は作成責任者（改訂の権限を有する者）及び発行日付、文書の変更及び改訂の識別等を明らかにし、記録は保管期限及び廃棄の手順を明らかにします。また、文書の管理については、その所在を明らかにしておくとともに、必要な場所において使用可能な状態にしておく等、適切に管理する必要があります。なお、文書及び記録は、紙媒体または電子媒体とし、それぞれ独立した形で存在する必要はなく、必要な文書及び記録を適切に管理するために、組織の実状に合わせた形式、形態で整理します。

エコアクション21の取組に必要な文書及び記録には以下のものがあります。

<文書>

- ・環境方針
- ・環境目標
- ・環境活動計画

- ・環境関連法規等の取りまとめ
- ・実施体制（組織図に役割等を記したもので可）
- ・取組に必要な場合の手順書
- ・事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
- ・環境活動レポート

<記録>

- ・「環境への負荷の自己チェック」の結果
- ・「環境への取組の自己チェック」の結果
- ・環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ・外部からの苦情等の受付結果
- ・環境上の緊急事態の試行及び訓練の結果
- ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果
- ・問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

推奨事項

- 作成することが望ましい文書としては、以下のものがあります。
 - ・教育・訓練計画書
 - ・環境経営システムを構築、運用、維持するために組織が定めたルールを取りまとめたもの（例えば環境経営マニュアル）
 - ・環境経営マニュアルや手順書等の文書は、改廃の手続きを定め、古いものは破棄するか、誤使用の無いようにし、定期的に見直して最新のものとする
 - ・記録は、保存期間を決め、分かりやすく整理して保管するとともに、その紛失や損傷を防ぐ方法を定める

Ⅲ. 取組状況の確認及び評価 (Check)

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を適切な頻度で確認（監視・測定）し、これを評価して、問題があれば是正処置を行い、また問題が発生しないように予防処置を実施します。

また、環境目標が達成できない場合（あるいは達成が難しいと想定される場合）は、その原因を調査分析し、環境目標や環境活動計画の見直しを含む、対応策を検討し、実施することが必要です。環境目標が達成できないことよりも、その原因が解明できないこと、問題がある状態を放置したままにしておくことの方が問題であるとの認識を持つことが重要です。

1 2. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を、定期的に確認及び評価する。
食品リサイクル法等の環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価する。
環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

[解説]

<確認（監視・測定）及び評価>

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況、環境経営システムの運用状況及び環境関連法規等の遵守状況について、これらを定期的に確認（監視・測定）のうえ、評価します。

環境目標の達成状況の確認及び評価にあたっては、目標期間終了時点での達成を確実にするために、自らが設定した半年または四半期等途中段階における達成状況を適切に判断するための目安（指標）を設定しておく必要があります。目安（指標）は、取組をはじめて半年または四半期が経過した時点で、このまま取組を継続した場合、期間終了時点で環境目標の達成が可能か、未達成かを判断する基準となるものです。そして、確認及び評価の結果、判断基準よりも達成状況が下回った場合は、是正処置（対応策）を実施します。

環境活動計画の実施状況については、計画に沿った取組が、定められた責任・役割のもと、スケジュールどおりに実施しているか、環境経営システムの運用状況については、構築したシステムがガイドラインで規定する要求事項を満たしているか、自らが決めたルールのとおりが取組がなされているか、システム自体が有効に機能しているか等について確認及び評価を行います。

環境関連法規等については、届出の有無、測定の実施状況（時期、頻度等）、

規準値の遵守状況等、遵法性について確認を行い、過去の実績等も踏まえて、現状の取組のままで今後も遵法性を保つことができるかどうか等について評価を行います。

また、環境負荷の把握で特定された取組の対象とすべき環境負荷及び活動等のうち、環境目標を策定しなかったものについては、その環境配慮の取組が適切に実施されているか確認及び評価を行います。

確認及び評価は定期的に行い、その頻度は確認する内容により、年に1回、四半期に1回、毎月1回、毎日等、それぞれの内容に応じて適切な頻度で行うようにします。

確認及び評価にあたっては、担当者が確認し、その結果を責任者へ報告し、責任者は評価したうえで必要に応じて適切な対応策を講じます。そのために、結果の報告手順として、作業担当者から、作業責任者、さらに部門の責任者、エコアクション21の実行責任者である環境管理責任者や代表者への報告というように、誰に、どの頻度で報告し、確認するかを定めておきます。

＜問題の是正及び予防＞

確認及び評価の結果、環境目標の達成状況、環境活動計画の進捗状況、環境経営システムの運用状況及び環境関連法規等の遵守状況等について問題がある場合は、問題の原因を調査・分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施する必要があります。また、現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。

是正処置及び予防処置の実施にあたっては、起きてしまった問題そのものよりも、問題が起きた原因（起きることが想定される原因）を究明することが重要です。

例えば原因は、作業手順が明確でない（手順書がない）ことによるのか、測定器具の不具合（定期的な校正を行っていない）によるものか、作業員への周知、訓練等がなされていない（教育・訓練がなされていない）ためか、そもそも環境目標や環境活動計画に無理があったためか等、原因を明確にして、作業手順を見直す、教育・訓練を実施するまたは環境目標や計画を見直す等の再発防止策を講ずる必要があります。

是正処置の結果については、その有効性について確認を行い、継続的改善につなげていきます。

また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も重要です。

なお、エコアクション21の認証を受けようとする場合、基本的要件として、環境関連法規等の遵守が確認できることが認証・登録の条件となります。

食品関連事業者では、原則として、食品リサイクル法の食品循環資源の再生利用等の基準実施率を満たしていることが認証・登録にあたっての要件となります。

そのためにも、確実にチェックを行うことが必要です。

推奨事項

- ・ 内部監査* を実施する

※取組状況の確認及び評価を客観的に実施するため、可能な場合は、年に1回以上、環境経営システム全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境経営システムがガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、環境目標が達成されているか（あるいは達成できるか）、環境活動計画が適切に実施され、環境への取組及びシステムが継続的に改善されているか等を中立的立場から監査の上評価し、その結果を代表者及び環境管理責任者に報告します。

規模が比較的大きな組織*を対象にした要求事項

- ・ 内部監査を実施する

※従業員数100人以上が一つの目安

IV. 全体の評価と見直し (Action)

組織の代表者は、環境経営の視点に立って、環境目標の達成状況、環境活動計画の実施結果及び環境経営システムの運用結果等、エコアクション21全体の取組結果について評価を行います。さらに、PDCAの次のサイクルに向けて、環境経営システム及び環境への取組の継続的改善を図るため、改善、変更等に関する必要な指示を行います。

13. 代表者による全体の評価と見直し

代表者（経営者）は、定期的にエコアクション21全体の取組状況の評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

[解説]

代表者は、エコアクション21全体の見直しに必要な情報を収集し、あるいは環境管理責任者に報告を求め、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているかを経営的観点から、定期的（少なくとも毎年1回）に評価し見直しを行います。

見直しに必要な情報とは、環境目標の達成状況、環境活動計画の実施及び運用結果、環境関連法規等の遵守状況、外部からの環境に関する苦情や要望等です。

代表者は評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等について、これらを変更する必要性を判断し、変更に必要な具体的な指示を環境管理責任者及び関係者に行います。

見直しの結果は記録します。記録する内容としては、前回の指示への取組結果、今回の評価結果及び指示内容等です。

◆代表者による評価と見直しとは

評価とは、単に環境目標が「達成できた」あるいは「達成できなかった」という取組の結果を取りまとめることではありません。達成状況や取組についての結果を踏まえて、達成できた場合は目標の設定方法やそのレベルに問題はなかったか、達成できなかった場合はその原因は何かを明らかにします。また、環境経営システムは有効に機能していたか等を分析し、次年度以降の環境目標をどのように策定し、どのような取組を行うべきか、環境経営システムをどのように変更すべきか等について検討し、改善点を明確にすることです。

第4章 環境活動レポート

本章では、エコアクション21における環境活動レポートの要求事項を定めています。

エコアクション21に取り組み、認証・登録を受ける事業者は「環境活動レポート」を作成し、公表することが必要です。

環境活動レポートを作成し公表することは、中小企業においても社会的責務であるとともに、組織の環境への取組を推進し、組織が社会からの信頼を得ていくために必要不可欠です。

環境活動レポートは、あくまでも社会的な説明責任に基づくものであり、宣伝のためのパンフレットではありません。ですから必要な項目を正確に、包み隠さず記載することが重要であり、情報公開に対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得、組織が存続していくために必要な方策の一つであると言えます。特に、虚偽の記載をしたり、自らに都合の悪い情報を隠すことは、かえって信頼を失墜させることにも繋がりがねません。

また、環境活動レポートの作成にあたって必要となる次の9つの項目は必要最小限の記載事項であり、実際の作成にあたっては、理解しやすいように工夫をすること、段階的に記載内容を充実させていくことが重要です。中央事務局のホームページには、認証・登録された事業者の環境活動レポートが掲載されていますので、参考にすることができます。

作成した環境活動レポートは、地方公共団体、地域の消費者団体や環境NGO、顧客、株主、従業員等の利害関係者に配布する、またはインターネットホームページに掲載することにより、有効に活用することができます。

1. 環境活動レポートの作成

次の項目を盛り込んだ環境活動レポートを定期的（原則毎年度）に作成する。

- ①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- ②対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
- ③環境方針
- ④環境目標（食品循環資源の再生利用等の実施率の目標を含む）
- ⑤環境活動計画（食品廃棄物等の発生抑制、再生利用等の取組を含む）
- ⑥環境目標の実績（食品循環資源の再生利用等の実績を含む）
- ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
- ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無（食品リサイクル法の遵守状況を示す実績を記載する）
- ⑨代表者による全体評価と見直しの結果

[解説]

「①組織の概要」は、認証・登録の対象範囲にかかわらず、本社、工場、店舗、事業所等の全組織の事業所名、所在地、事業活動の概要、規模等、組織の全容がわかる以下のような情報です。

- ・ 事業所名及び代表者氏名
- ・ 所在地
- ・ 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
- ・ 事業活動の内容についての簡単な記述
- ・ 事業の規模（主要製品の生産量・出荷額、従業員数、事業所の延べ床面積等、事業の規模がわかる情報）

「②対象範囲」は環境経営システムの要求事項「1. 取組の対象組織・活動」の要求事項を満たすものであり、認証・登録の範囲と一致していることが必要です。特に、一部組織から取組を行う場合は、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを記載することが必要です。

「④環境目標」は、レポートの対象期間における単年度の環境目標と中長期の環境目標を記載します。

「⑥環境目標の実績」のうち二酸化炭素排出量削減の実績については、二酸化炭素排出量を把握する際に用いた、購入電力の排出係数（電気事業者ごと）も併せて記載します。

「⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無」は、食品リサイクル法の遵守状況を示す実績を記載します。

具体的にどのような形式の環境活動レポートを作成するかは、基本的に各事業者の創意工夫に委ねられています。例えば、環境目標の実績については、可能な範囲で過去のデータも記載し、グラフ等を用いて経年での変化が一目で分かるようにする、取組状況の写真を掲載する等の工夫が望まれます。

食品関連事業者では、食品リサイクル法に関する全社的な食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施率の目標と実績値、実績値に関する内訳等について、レポートに記載することが必要です。

推奨事項

- ・ 初年度において※、主な環境への負荷について年間のデータを把握して記載する
※初年度は、年度の途中からエコアクション21に取り組む場合が多く、データ把握も年度の途中からになることが多いと思われませんが、データは1年単位で把握することが望まれます。
- ・ 把握することが必須となっている環境負荷項目については、3年間程度の年間実績の推移を記載する

2. 環境活動レポートの公表

環境活動レポートを公表し、事業所に備え置いて、一般の閲覧を可能にする。
また、可能な場合は、インターネットのホームページに掲載するまたは冊子を作成して公表する。

[解説]

作成した環境活動レポートは、事業所等に備え付け、外部から要請があった場合は、必ず閲覧できるようにしてください。

また、エコアクション21中央事務局では、認証・登録事業者名を登録するとともに、環境活動レポートを業種別、地域別、規模別に検索可能な形式でホームページ上に公開しています。

その他の公表方法については、それぞれの事業者の創意工夫により行ってください。

推奨事項

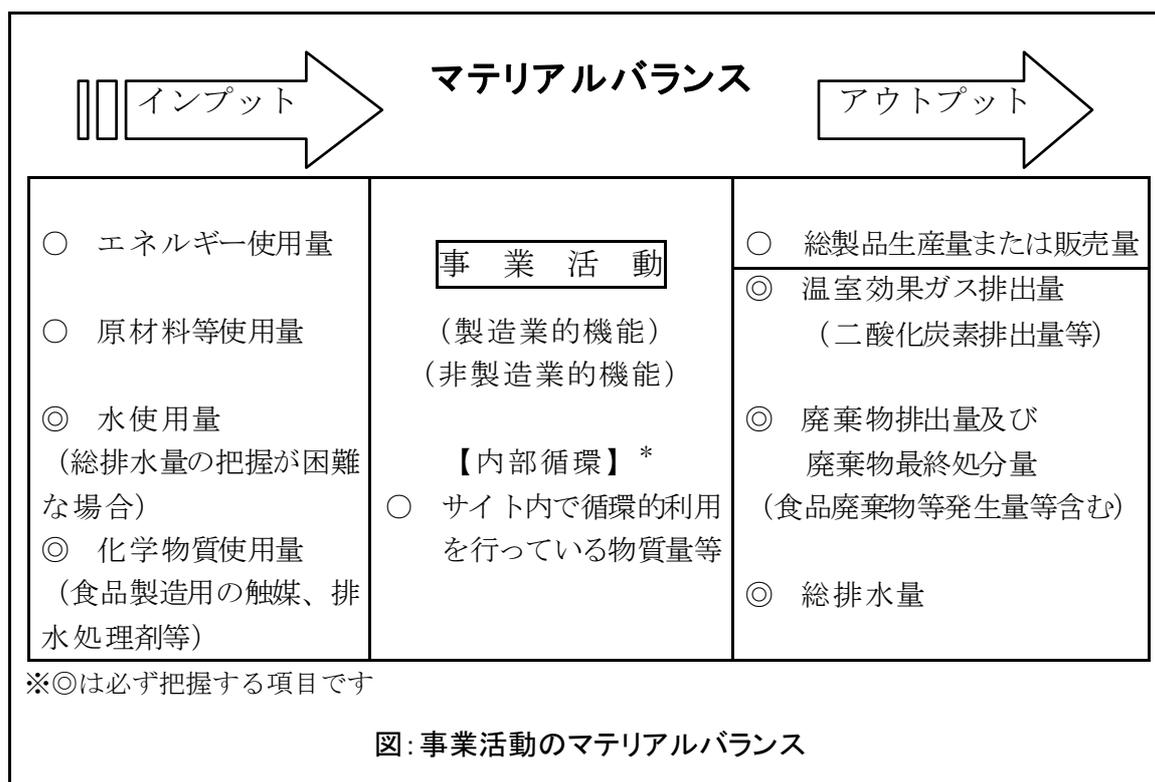
- ・環境活動レポートを顧客、取引先等に配布する等して、環境経営に活用する

第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き

1. 環境への負荷の自己チェックの目的

環境への取組を行うには、まず、自らの事業活動に伴って環境への負荷がどれだけ発生しているのかを知ることが重要です。「環境への負荷の自己チェック」では、事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方にに基づき、事業活動における9項目の環境負荷について把握します。9項目の中でも、温室効果ガスのうち二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）及び化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者の場合）は必ず把握します。

食品関連事業者では、食品廃棄物等の発生量、発生抑制量、再生利用量、熱回収量、減少量、再生利用等以外の量、廃棄物としての処分量及び再生利用等の実施率は必ず把握します。

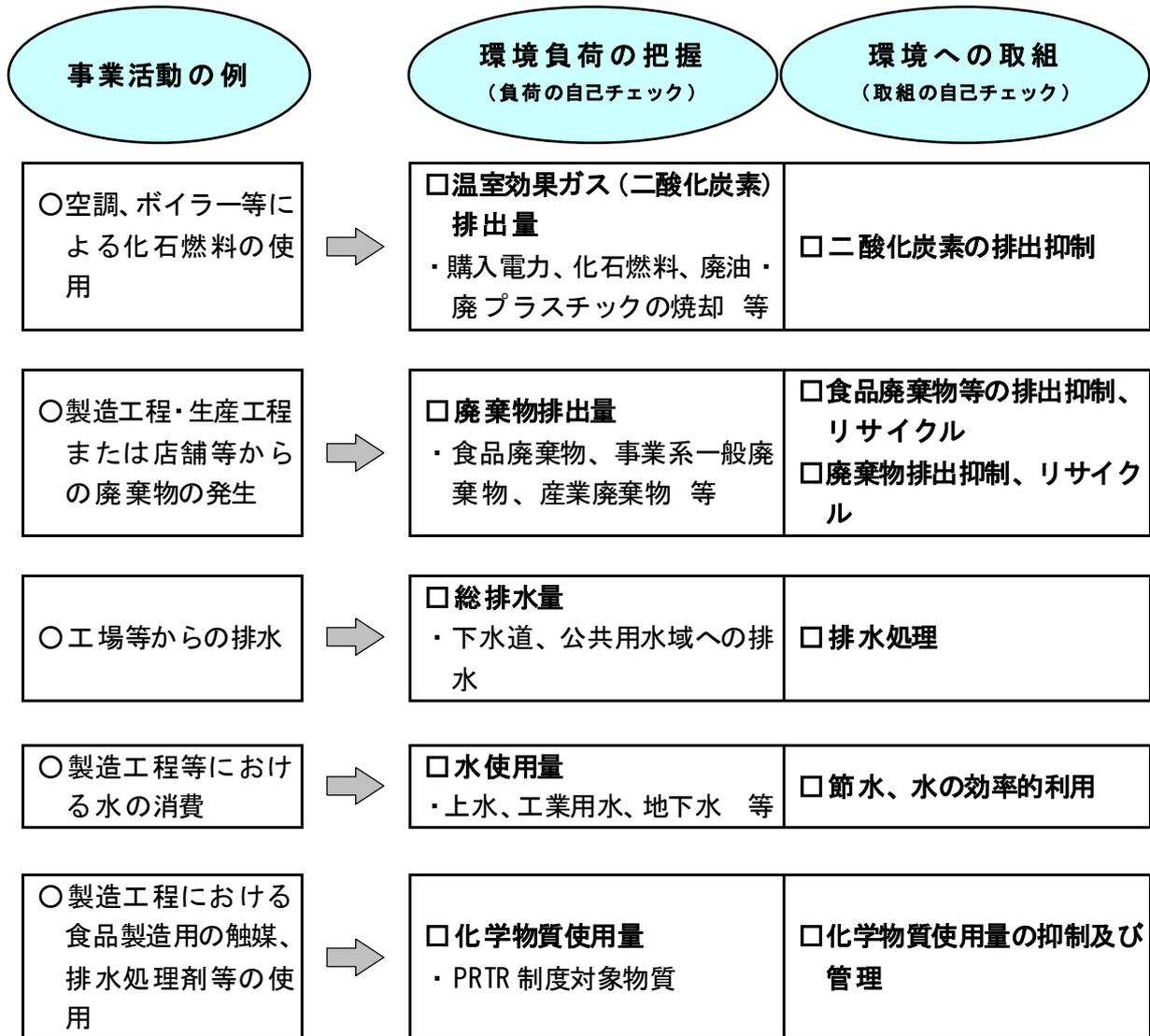


環境負荷を把握する際には、自らの事業活動全体を見渡して、「どの事業活動が環境に大きな影響を与えていると考えられるか」を検討し、環境に大きな影響を与えている活動、施設、設備、物質等を特定します。

そのためには、事業活動の一連の工程を抽出し、各段階において生じる環境負荷を洗い出してみることが有用な手段となります。各段階で何を投入（インプット）し、何が大気や水等に排出（アウトプット）されているかを整理する

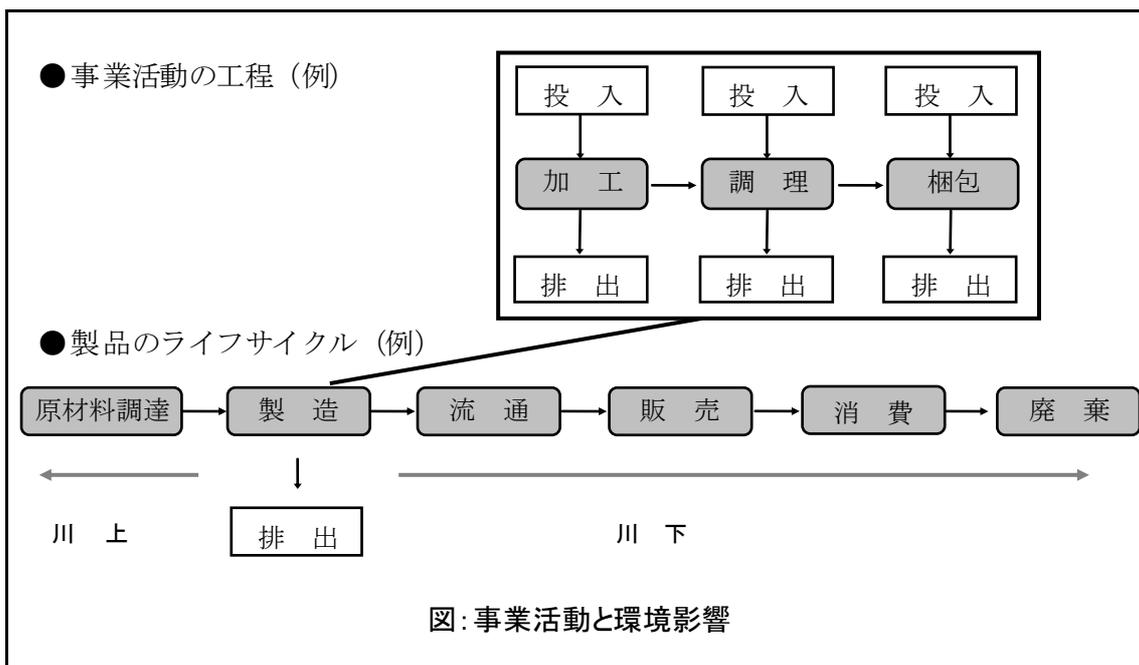
ことにより、環境に大きな影響を与えている活動、施設、設備、物質等を特定することが可能となり、環境負荷の削減のために何に取り組むべきかが明らかになります。

なお「総製品生産量または販売量」は、一般には環境への負荷ではありませんが、全体のマテリアルバランスの観点から把握します。



図：事業活動と環境負荷項目

また、自らの事業活動の“川上”、“川下”を含めた、製品等のライフサイクル全体の環境負荷を把握することは、地球温暖化対策や循環型社会を形成していくためにも重要です。



2. 別表1 環境への負荷の自己チェックシートの使い方等について

(1) チェックシートを使用する際の留意事項

- ・ 別表1に示しているチェックシートは、環境への負荷の自己チェックが容易になるように、例として示したものです。個々の事業者の状況に応じて、項目、排出係数、単位等について適宜修正することが可能です。重要なことは、年々の負荷量を同じ規準で容易に比較できるようにすることです。
- ・ 二酸化炭素の排出係数*については、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いますが、毎年新たな排出係数を用いるのではなく、原則として一定期間（中長期の目標設定期間等）固定とし、環境目標の管理や経年比較が可能となるようにします。その際に、採用した排出係数は、実績値とともに明らかにしておきます。
- ・ チェックシートは、単年度の排出量を算定する形になっていますが、可能な項目については、2～3年のデータを整理することにより、前年度比や排出量の推移を把握し、どのように改善されているか等の評価を行って、計画の策定や取組に活かすことが重要です。
- ・ 事業者は、環境負荷の総量を削減することが求められていますが、一方、事業経営の観点から、経済効率性の高い環境への取組も求められています。そのため、事業者の環境への取組結果等を把握・評価する場合は、環境負荷の総量を示す指標だけでなく、経済価値を反映しながらその環

境への取組の効率性を表す「環境効率指標*」を把握・管理することが重要になります。代表的な環境効率指標には次のようなものが考えられます。別表のチェックシートには、活動規模を把握する欄を設け、事業活動の規模が変化する場合にも、環境への取組の効果を把握できるようになっています。また指標の設定については、事業の特性に応じて、適切なものを選んでください（全てを計算する必要はありません）。

表：環境効率指標の事例

$\frac{\text{生産高 もしくは 売上高 (円)}}{\text{二酸化炭素排出量 (トン)}}$	(この逆も考えられます)
$\frac{\text{付加価値 (円)}}{\text{廃棄物排出量 (トン)}}$	(この逆も考えられます)
$\frac{\text{付加価値 (円)}}{\text{二酸化炭素排出量 (トン)}}$	(この逆も考えられます)

(注) 付加価値の値としては、「売上高－原材料費等（外部からの購入費用）」もしくは、「営業利益＋人件費＋減価償却費」等を用いることができます。

(参考) 環境省「環境報告ガイドライン 2007 年版*」

(2) データの集め方

- ・ 必要な情報、データの収集・整理にあたっては、経理関係のデータや行政の統計への回答票等、事業所内に既にある情報を有効に活用します。
- ・ データに関する資料については、それぞれの担当部署にバラバラに保管されている、伝票ベースでしか保管されていない等のため、はじめは収集・整理に時間がかかるかもしれません。社内にある環境関連情報を環境の面から整理して、担当者が管理・把握できる仕組みを整備することが望まれます。
- ・ データは月単位程度の短い周期で把握すると、目標の設定や確認及び評価の際により有効です。
- ・ 少なくとも過去3年程度の実績をチェックできるよう適切なデータ管理を行います。

表: 活用できる社内の情報例

- ・ エネルギー、資源、原材料の使用量、購入量、金額等の伝票
- ・ 石油等消費構造統計調査票の写し
- ・ マニフェスト伝票
- ・ 廃棄物処理委託会社への支払伝票
- ・ レンタルコピー機の請求書、支払伝票
- ・ 設備仕様書、使用説明書
- ・ 大気汚染物質排出量総合調査票の写し
- ・ 水質汚濁物質排出量総合調査票の写し
- ・ 計量証明書
- ・ 化学物質保管管理票
- ・ 化学物質等安全データシート

第6章 環境への取組の自己チェックの手引き

1. 環境への取組の自己チェックの目的

環境への取組を行うにあたっては、まず別表1の「環境への負荷の自己チェックリスト」に基づいて自らの事業活動に伴う環境負荷を把握し、環境に大きな影響を与えている活動等を特定します。そして、現在どのような環境への取組を行っているかを把握したうえで、自らの環境負荷を削減するためにどのような取組を行うかを検討します。

具体的には、別表2「環境への取組の自己チェックリスト」をもとに、現在の環境への取組状況を把握するとともに、リストにある取組の内容を参考に、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにします。そして、その取組内容を環境目標及び環境活動計画の策定に反映させることが有効です。

2. 別表2 環境への取組の自己チェックリストの使い方等について

(1) チェックリストの構成

環境への取組の自己チェックリストは、「1. 食品リサイクル等の取組に関する項目」、「2. 事業活動へのインプットに関する項目」、「3. 事業活動からのアウトプットに関する項目」、「4. 製品及びサービスに関する項目」及び「5. その他」の5つの大項目で構成しています。それぞれの項目は、省エネルギー、省資源等の中項目に分かれており、それぞれについて具体的な取組内容を記載しています。

表：環境への取組の自己チェックリストの構成

1. 食品リサイクル等の取組に関する項目	1) 製品の開発等における食品リサイクル・環境への配慮 2) 食品廃棄物等の発生抑制、リサイクル、適正処理 3) トレーサビリティ（追跡確認）及び再生資源の使用 4) 食品循環資源の再生利用への取組
2. 事業活動へのインプットに関する項目	1) 省エネルギー 2) 省資源 3) 水の効率的利用及び日常的な節水 4) 化学物質使用量の抑制及び管理
3. 事業活動からのアウトプットに関する項目	1) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止 2) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理 3) 排水処理 4) その他生活環境に係る保全の取組等
4. 製品及びサービスに関する項目	1) グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入、使用等） 2) 製品及びサービスにおける環境配慮
5. その他	1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組 2) 環境コミュニケーション及び社会貢献 3) 施主・事業主としての建築物の増改築、解体等にあたっての環境配慮

（２）チェックリストの使い方について

＜はじめてエコアクション21に取り組む事業者＞

エコアクション21にはじめて取り組む事業者においては、現在どのような環境への取組を行っているか、まず現状調査を行う必要があります。そこで、チェックリストを使って、取組状況を把握します。

食品関連事業者が共通に取り組める一般的な環境配慮の取組を列挙しています。しかし、一部業種によっては関連のない取組もあることから、関連がないと判断できる場合は左のチェック欄に「/」を記入してください。その他の取組について、次の3段階で評価を行ってください。

・ 既に取り組んでいるものには	○
・ ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要なものには	△
・ 取り組んでいないものには	×

※左端のチェック欄に「○」「△」「×」を記入します。

次に、チェックの結果を踏まえて、第5章で特定した環境に大きな影響を及ぼす活動等について、環境負荷を削減するための取組を検討し、環境目標及び

環境活動計画の内容に反映させるようにしてください。その際に、チェックリストにある具体的な取組内容を参考にしてください。

＜既にエコアクション2.1に取り組んでいる事業者及び2年目以降の事業者＞

既にエコアクション2.1に取り組んでいる事業者においては、必要に応じて過去に行ったチェックの結果「△」や「×」と評価した取組について、優先度や重要度を考慮しつつ、今後実施していくべき具体的な環境への取組を検討するうえで参考にしてください。初年度の現状調査のように、全ての項目について、チェックをする必要はありません。

（3）チェックリストを使用する際の留意事項

- ・チェックリストの項目の中には、その取組をすることによりどの程度環境負荷（二酸化炭素排出量等）を削減できるかといった効果を示してあるものがあります（チェックリストでは【取組による効果】と記載）。取組の優先度や重要度を考える際の参考としてください。
- ・チェックリストは環境への取組を網羅しているわけではありません。取組に関する記載内容には限界があることから、個別の取組内容について詳しく解説している資料やその他の取組の参考資料となる情報源として、URL等を記載しました。自らの事業活動に適した取組の参考としてください。

（4）チェックリストの活用方法

チェックリストの使い方として、さらに進んだ取組を行おうとする事業者は、次のような方法で定量的に取組状況を把握することもできます。

◆点数化して全体の進捗状況を集計する方法の例

「○」「△」「×」に重み付けをし、自らの取組に点数をつけて評価する方法です。

例えば、各項目毎に環境への取組に対する重要度を設定し、合わせて取組状況「○」「△」「×」を点数化して、以下のように評点することができます。重要度の設定については、業種による違いはもちろん、事業者によっても異なります。

① 「○」「△」「×」のいずれかのチェックが入った項目について、次のとおり点数付けする。

＜重要度＞

環境保全に**重大な**効果がある項目を・・・・・・3点

環境保全に**かなり**効果がある項目を・・・・・・2点

環境保全に**多少**効果がある項目を・・・・・・1点

※**重大な・かなり・多少**の判断は、自ら行ってください。

② 上記①で付けた点数に次の点数を乗じる。

「○」の項目は・・・・・・2点

「△」の項目は・・・・・・1点

「×」の項目は・・・・・・0点

《例》

「重大な効果がある」と判断した項目について、「○」である場合… $3 \times 2 = 6$ 点

「かなり効果がある」と判断した項目について、「×」である場合… $2 \times 0 = 0$ 点

「多少、効果がある」と判断した項目について、「△」である場合… $1 \times 1 = 1$ 点

③ 「／」を除く全項目について、上記②で得た点数を合計する。

この数値を「環境保全取組度数」とし、これを基に、年々の環境への取組状況を比較する。

◆事業者の創意工夫で数値化する方法の例

チェックリストの取組の内容によっては、その取組状況を数値化できるものもあります。特に、策定した環境目標に関連がある取組については、数値化することで目標達成状況の把握等に有効であることから、可能な限り数値化することが望まれます。以下のような例を参考として、個々の事情に合わせて工夫してください。

表：取組状況の数値化の例

○ 売上高当たりの食品廃棄物等発生量 (例：食品廃棄物等の発生量／売上高)	← 「食品廃棄物等の発生抑制への取組」
○ 低公害車の保有の割合 (例：低公害車保有台数／自動車保有台数)	← 「グリーン購入(環境に配慮した物品等の購入、使用等)」
○ 環境関係の基金や地域のボランティア活動への支援額	← 「社会貢献」

別表 1 環境への負荷の自己チェックシート

1. 事業の規模

活動規模	単位	年	年	年
生産高	百万円			
売上高	百万円			
従業員	人			
床面積	m ²			
()	()			
()	()			
()	()			

2. 環境への負荷の状況（取りまとめ表）

環境への負荷		単位	年	年	年
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素	kg-CO ₂			
② 廃棄物排出量及び 廃棄物最終処分量	一般廃棄物	()	t		
		最終処分量	t		
	産業廃棄物	()	t		
		最終処分量	t		
	食品廃棄物 等	発生量	t		
		発生抑制量	t		
		再生利用量	t		
		熱回収量	t		
		減少量	t		
		再生利用等以外の量	t		
廃棄物としての処分量		t			
再生利用等の実施率	%				
③-1 総排水量	公共用水域	m ³			
	下水道	m ³			
③-2 水使用量	上水	m ³			
	工業用水	m ³			
	地下水	m ³			
④ 化学物質使用量		kg			
⑤ エネルギー使用量	購入電力(新エネルギーを除く)	MJ			
	化石燃料	MJ			
	新エネルギー	MJ			
	その他	MJ			
⑥ 原材料等使用量	資源使用量	t			
	循環資源使用量	t			
⑦ サイト内で循環的利用を 行っている物質等	利用された物質等	t			
	水の利用量	m ³			
⑧ 総製品生産量または 総商品販売量	製品生産量等	t			
	環境負荷低減に資する製品等	t			
	容器包装使用量	t			

○①温室効果ガス排出量（二酸化炭素）、②廃棄物排出量、③-1 総排水量、④化学物質使用量は必須項目です。なお、総排水量の把握が困難な場合には、③-2 水使用量が把握必須項目となります。

○各指標の値については次頁以降の集計結果を記入してください。

○⑧総製品生産量または総商品販売量について、「製品」は、工場等で製造された品物を意味し、「商品」は、売買の目的物としての品物を意味します。したがって「商品」には、「製品」や「サービス」等も含まれます。

3. 指標毎の取りまとめ

① 温室効果ガス排出量（必須項目である二酸化炭素排出量のみ掲載）

年(年 月 ~ 年 月)

		単位	消費量 (A)	排出量 (kg-CO ₂) (A×B) or (A×B×C)	割合	排出係数 (B)	単位発熱量 (C)	
二酸化炭素排出量	エネルギー消費	購入電力		kWh			※(注) (kg-CO ₂ /kWh)	
		化石燃料	灯油	L			0.0679 (kg-CO ₂ /MJ)	36.7 (MJ/l)
			A重油	L			0.0693 (kg-CO ₂ /MJ)	39.1 (MJ/l)
			都市ガス	Nm ³			0.0513 (kg-CO ₂ /MJ)	44.1 (MJ/Nm ³)
			液化天然ガス(LNG)	kg			0.0494 (kg-CO ₂ /MJ)	54.5 (MJ/kg)
			液化石油ガス(LPG)	kg			0.0598 (kg-CO ₂ /MJ)	50.2 (MJ/kg)
			ガソリン	L			0.0671 (kg-CO ₂ /MJ)	34.6 (MJ/l)
			軽油	L			0.0687 (kg-CO ₂ /MJ)	37.2 (MJ/l)
		化石燃料 小計						
		その他	熱供給(蒸気)	MJ			0.067 (kg-CO ₂ /MJ)	
	その他 小計							
	エネルギー消費 計							
	産廃	廃油	t			2900 (kg-CO ₂ /t)		
		廃プラスチック	t			2600 (kg-CO ₂ /t)		
	廃棄物焼却処理 計							
その他	その他 計							
	二酸化炭素排出量合計							

(注) 購入電力の排出係数については、国が公表する電気事業者毎の排出係数を用いて算定してください。

※平成19年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10574>

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。
- LPGの消費量を気体(m³)として把握している場合については「1m³=2.07kg」として換算してください。
- 「産廃」については、自らが焼却または製品及び燃料として使用した場合に限ります。
- 上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver3.1」（環境省／経済産業省）を参照して、排出量を算出してください。
- 「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver3.1」（環境省／経済産業省）を参照し、各々の事業者にあった集計表を作成してください。

※温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル：

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santei kohyo/manual/index.html>

② 廃棄物排出量及び廃棄物最終処分量

年(年 月 ~ 年 月)

内 訳		項 目	排出量(t)		最終処分量(t)
			()	()	
廃棄物排出量 (食品廃棄物等は除く)	一般廃棄物				
		特別管理			
	一般廃棄物合計				
	産業廃棄物				
特別管理					
産業廃棄物合計					
食品廃棄物等	①発生量(t)			①=③+④+⑤+⑥+⑦	
	②発生抑制量(t)				
	③再生利用量(t)				
	④熱回収量(t)				
	⑤減量量(t)				
	⑥再生利用等以外の量(t)				
	⑦廃棄物としての処分量(t)				
	再生利用等の実施率(%)			$(②+③+④ \times 0.95^{*1} + ⑤) / (①+②)$	

当該年度の基準実施率 ^{*2} (%)	
------------------------------	--

※1 熱回収量については、熱回収省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入できます。また、食品廃棄物の残さ（灰分に相当）率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮して0.95を乗じています。

※2 基準実施率の算出方法にあたっては、25頁にある「◆再生利用等の実施率及び基準実施率の算出方法並びに具体的な取組について」及び巻末の参考1「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（79頁）」を参考にしてください。

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。

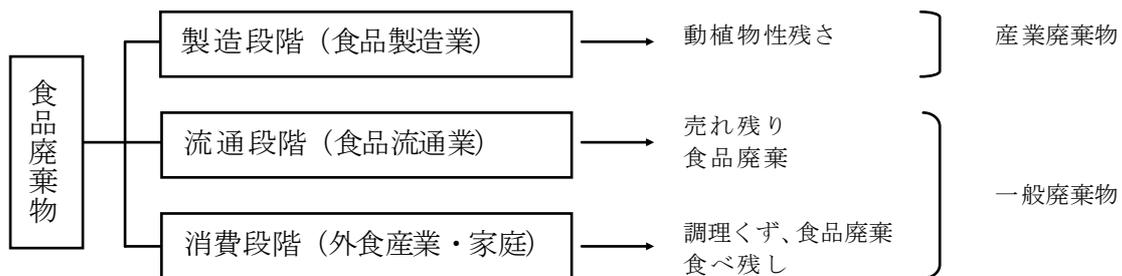
○表頭の排出量については、処理方法等の実状に合わせて括弧内に内訳を記入してください。

例：循環資源（リサイクル）量、中間処理量等

○表側の空欄には、排出される廃棄物の種類を記入してください。

【食品廃棄物等の記入にあたっての留意点】

食品廃棄物は、下図のように製造段階において食品製造業から排出される動植物性残さ*、流通段階において食品流通業から排出される売れ残りや食品廃棄、消費段階において外食産業等から排出される調理くず、食べ残し等に分類できます。一般的には、食品製造業からの排出物は産業廃棄物として、その他の排出物は一般廃棄物に分類され、処理されます。



図：食品廃棄物の分類

(出典)環境省ホームページ「食品廃棄物の現状」

<http://www.env.go.jp/recycle/food/gaiyo04.html>

○食品廃棄物等の「①発生量」とは、

ア 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの

イ 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものの量です。

これらは、具体的には、食品メーカー等で発生する動植物性の加工残さ（飼料等の原料として有償で取引されるものを含む。）、スーパー等で発生する売れ残り品、飲食店等で発生する食べ残し等が該当します。

○「②発生抑制量」とは、

原材料の使用の合理化や無駄の防止等により、食品廃棄物等の発生自体を未然に抑制した量です。

なお、食品リサイクル法では、以下の算式により、発生抑制量を算出します。発生抑制量の計算にあたっては平成19年度が基準年度となります。

$$\left. \begin{array}{l} \cdot A = \text{発生量} \\ \cdot B = \text{発生量と密接な関係を有する数値(売上高、製造数量等)} \end{array} \right\} \text{発生原単位} = \frac{A}{B}$$

$$\text{発生抑制量} = \left(\frac{\text{平成19年度発生原単位} - \text{当該年度発生原単位}}{\text{平成19年度発生原単位}} \right) \times \text{当該年度B}$$

※ 発生抑制量の算出については、

- ① 新たな再生利用等実施率目標において、法の施行年度である平成19年度を基準として毎年度取り組むべき目標を算出していくこと
- ② 各食品関連事業者がそれぞれの方法で行っていた算出方法を今後統一していく必要があること
- ③ 新たな政省令及び基本方針への施行が平成19年12月であることから、新制度に対応する適正なデータがとれる最も早い年度を考慮する必要があることから、平成19年度を比較年度とする。

※ 算出した発生抑制量が「マイナス」の場合は、発生抑制量は「ゼロ」となります。

○ 「③再生利用量」とは、

(a) 自ら又はリサイクル業者等の第三者に委託して、食品循環資源を肥料、飼料、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂・油脂製品、エタノール及びメタンの原材料として利用した量及び(b)食品循環資源を肥飼料等の原材料として利用するためリサイクル業者等に譲渡した量です。

○ 「④熱回収量」とは、

(a) 自ら又は他人に委託して食品循環資源から熱を得ることに利用した量及び(b)食品循環資源から熱を得ることに利用するため譲渡した量です。なお、これらは食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして基準に適合するものに限られています。具体的には、「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン」等を参考にしてください。

○ 「⑤減少量」とは、

脱水、乾燥、発酵、炭化の方法により重量を減少させた量です。なお、単にその容積を減じるいわゆる減容行為や焼却、単に放置したことによる自然乾燥及び他者に委託した場合は減量と認められません。

○ 「⑥再生利用等以外の量」とは、

食品循環資源を③で例示した再生利用以外の原材料として利用した量及びリサイクル業者等に譲渡した量です。

○ 「⑦廃棄物としての処分量」とは、

再生利用、熱回収、減量、再生利用以外を実施せずに、廃棄物として処分した量です。

③ 総排水量及び水使用量

③-1 総排水量

年(年 月 ~ 年 月)

		単位	実績(m ³)	割合(%)
総排水量 (m ³)	公共用水域	河川	m ³	
		湖沼	m ³	
		海域	m ³	
		各種水路	m ³	
		公共用水域 計	m ³	
	下水道	m ³		
	総排水量合計			

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。
- 再利用、処理等を行っていない雨水の排水については、対象外となります。

③-2 水使用量

年(年 月 ~ 年 月)

		単位	実績(m ³)	割合(%)
水使用量 (m ³)	上水	m ³		
	工業用水	m ³		
	地下水	m ³		
	海水、河川水	m ³		
	雨水	m ³		
	水使用量合計		m ³	

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。
- 製品の製造において原材料等として投入される水は、⑥原材料等使用量として把握してください。
- サイトで循環的に利用している分は、ここに計上せず⑦サイトで循環的に利用を行っている物質等として把握してください。

④ 化学物質使用量

年(年 月 ~ 年 月)

化学物質の種類		単位	実績	備考(保管量等)
化学物質使用量		kg		
		kg		

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。
- 製造、加工等の工程及び原材料等で化学物質を含む製品を扱う事業者においては、製品に含まれる化学物質の使用量を把握します。原材料以外の主な化学物質を含む製品としては、食品製造用の触媒等です。
- 使用量は、年間購入量から期末の保管量を差し引いた量が使用量となりますが、把握が難しい場合は購入量でもかまいません。把握が可能な場合は、備考欄に保管量を記載してください。
- 把握する化学物質は、原則としてPRTR制度対象物質とします。
- 対象となる化学物質使用量の把握方法は、化学物質を含む製品について、容器に記載された成分表をもとに対象となる化学物質の製品中に含まれる量を把握します。成分表が記載されていないまたは情報が不十分な場合は、製造元や卸売業者、小売業者にMSDS*を請求し、それをもとに製品中の化学物質含有量を把握します。把握した化学物質含有量に製品の年間使用量を掛けると、化学物質の年間使用量が算出できます。

⑤ エネルギー使用量 (MJ)

年(年 月 ~ 年 月)

		単位	使用量・消費量 (A)	エネルギー量 (MJ) (A×B)	割合 (%)	単位発熱量 (B)	
エネルギー使用量	購入電力(新エネルギー除く)	kWh				9.83 (MJ/kWh)	
	化石燃料	灯油	L				36.7 (MJ/l)
		A 重油	L				39.1 (MJ/l)
		都市ガス	Nm ³				41.1 (MJ/Nm ³)
		液化天然ガス(LNG)	kg				54.5 (MJ/kg)
		液化石油ガス(LPG)	kg				50.2 (MJ/kg)
		ガソリン	L				34.6 (MJ/l)
		軽油	L				38.2 (MJ/l)
	化石燃料 計	MJ					
	新エネルギー	太陽光	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		太陽熱	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		風力	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		水力	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		燃料電池	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		廃棄物	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		新エネルギー 計	MJ				
	その他	熱供給(蒸気)	MJ				
その他 計		MJ					
エネルギー使用量合計		MJ					

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。
- エネルギー量は、燃料使用量・消費量に単位発熱量を乗じて(燃料使用量・消費量×単位発熱量)求めてください。
- 上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、単位発熱量を調べて、空欄を設けて記入してください。
- LPGの消費量を気体(m³)として把握している場合については1m³=2.07kgとして換算してください。
- 製品の製造において原材料等として投入される石油、石炭等は、⑥原材料等使用量として把握してください。

⑥ 原材料等使用量

年(年 月 ~ 年 月)

		実績(t)	割合(%)
原材料等使用量	資源の種類		
		資源使用量 計	
	循環資源		
		循環資源使用量 計	
	その他		
その他 計			
原材料使用量合計			

- 資源(原材料等)の種類
(循環資源も同様)
- ・金属(鉄、アルミ、銅、鉛等)
 - ・プラスチック(種類毎)
 - ・ゴム
 - ・ガラス
 - ・木材
 - ・紙(用紙も含まれる)
 - ・農産物 等
- 使用時の状態
- ・半製品、製品、商品
 - ・原材料、容器包装材 等

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。
- まずは主要な物質から把握してください。原材料等使用量は、重量(単位はt)で把握してください。
- 製品の製造において原材料等として使用される水や石油等は、原材料等使用量として把握してください。
- 事業者内部で循環的に利用(再使用、再生利用、熱回収)している物質は対象外となります。
- 原材料等使用量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量または総商品販売量と廃棄物排出量を足し合わせて算出する方法もあります。

⑦ サイト内で循環的利用を行っている物質等

年(年 月 ~ 年 月)

		単位	実績	
循環的利用物質	資源の種類		t	
			t	
		利用された物質合計	t	
	水	水の再生使用量	m ³	
		雨水の利用量	m ³	
		水の利用量合計	m ³	

- 資源の種類
- ・金属(鉄、アルミ、銅、鉛等)
 - ・プラスチック(種類毎)
 - ・ゴム
 - ・ガラス
 - ・木材
 - ・紙(用紙も含まれる)
 - ・農産物 等

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。
- サイト外からの物質使用量とは別に、サイト内で事業者が自ら実施する循環的利用型の物質(水資源を含む)等を記載します。

⑧ 総製品生産量または総商品販売量

年(年 月 ~ 年 月)

総製品生産量または総商品販売量	製品等名		単位	実績	
	製品または商品	重量		t	
			t		
			t		
			t		
			t		
製品または商品重量合計			t		
重量以外					
環境負荷低減に資する製品または商品	重量		t		
			t		
			t		
		環境負荷低減に資する製品または商品重量合計	t		
	重量以外				
容器包装使用量			t		
			t		
			t		
			t		
			t		
			t		
	容器包装使用量合計	t			

- 生産量または販売量のいずれかを把握してください。
- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。
- 総製品生産量または総商品販売量のいずれかを把握してください。
- 容器包装使用量については、容器包装リサイクル法の対象となる容器包装の使用量を集計してください。

別表2 環境への取組の自己チェックリスト

「第6章 環境への取組の自己チェックの手引き」を参考にしつつ、エコアクション21の取組対象組織・活動において、チェックを実施してください。

1. 食品リサイクル等の取組に関する項目

1) 製品の開発等における食品リサイクル・環境への配慮

① 製品（プライベートブランド商品を含む）開発にあたっての配慮

チェック	具体的な取組
	・ 商品の包装は可能な限り簡素化している
	・ 自社独自の環境保全型商品等の開発に積極的に取り組んでいる

② 製品の出荷、販売後における負荷の削減

チェック	具体的な取組
	・ 容器包装等の回収・リサイクルに取り組んでいる

2) 食品廃棄物の発生抑制、リサイクル等

① 食品廃棄物の発生そのものを抑える取組

チェック	具体的な取組
	・ 製造段階や調理段階の工程において、不良品等の発生抑制に取り組んでいる
	・ 産地での下加工等、一次処理後の原材料を仕入れている
	・ 調理済みの食品を仕入れている
	・ 在庫管理システムを導入している
	・ 製造量、または販売量に合わせた食材の仕入れを行っている
	・ ロスの出ない製品・材料への仕入れの見直しに取り組んでいる
	・ 消費期限・賞味期限を適切に設定している
	・ 消費期限・賞味期限の迫った商品の販売促進を行っている
	・ 調理方法の改善による調理くずの削減に取り組んでいる
	・ 分量の多い少ない等メニューを工夫している
	・ 食べ残しが減るような意識啓発を店内に表示している
	・ 天気やイベント等来店客数に影響のある情報をもとに需要予測を行い、食材の仕入れや仕込みを行っている
	・ オーダーミスをなくすための従業員教育を行っている

②生産工程における取組

チェック	具体的な取組
	・回収事故が起きないように品質管理を行っている
	・生産に使用する原料について、有機農産物等環境に配慮した原料を優先的に使用している
	・できるだけ使い残しがないように原材料の加工を行っている
	・ロスが出ない製品開発を行っている
	・小ロットの製造を行っている
	・ロスが出ないように設備の改善を行っている
	・未使用原材料を有効利用している

③食品廃棄物等の分別・熱回収・減量

チェック	具体的な取組
	・食品廃棄物とその他廃棄物を分別するための容器等を設置する等分別を適切に行っている
	・食品廃棄物の腐敗を防止するための対策を行っている（冷蔵・生ごみ処理機等）
	・臭気や害虫を防止するための措置を講じている
	・食品廃棄物の保管場所には掲示を行い、清潔を維持している
	・再生利用が困難な食品廃棄物については、熱回収（メタンやバイオディーゼルと同等以上の効率によるエネルギー回収ができる場合に限り）をしている
	・再生利用できない食品廃棄物については、減量（脱水・乾燥・発酵・炭化）している

3) トレーサビリティ（追跡確認）及び再生資源の使用

①再生利用状況の把握

チェック	具体的な取組
	・再生利用事業者と定期的にコミュニケーションを図っている
	・再生利用事業者等から求められる食品循環資源の発生状況や含有成分について情報を提供している
	・委託した再生利用事業者の施設を視察したことがある
	・委託した再生利用事業者の受入れ量は、許可の能力に見合っていることを確認している（過剰保管）
	・堆肥、飼料、炭化燃料・還元剤、油脂・油脂製品、エタノール、メタンの再生後の利用先（農林漁業者その他）を書面（売買契約書等）により確認

チェック	具体的な取組
	している
	・再生利用から生じる産業廃棄物（中間処理残さ）の行き先（最終処分場等）を定期定期的に現地視察している

②再生資源使用への取組

チェック	具体的な取組
	・食品リサイクルにおいて、生成された再生資源（食品循環資源由来）を利用している
	・食品リサイクルにおいて、自社排出の再生資源（食品循環資源）を、再度、自社利用している

4) 食品循環資源の再生利用への取組

4) - 1 自事業所（組織）内において再生利用する場合

①食品循環資源としての用途

チェック	具体的な取組
	・食品循環資源を肥料、飼料等の原材料として利用するために譲渡している
	・食品循環資源を肥料として再生利用している
	・食品循環資源を飼料として再生利用している
	・食品循環資源を油脂・油脂製品として再生利用している
	・食品循環資源を炭化燃料・還元剤、エタノール、メタンとして再生利用している

②再生利用としての肥料・飼料の取組

チェック	具体的な取組
	・特定肥飼料等の安全性を確保し、その品質を向上させるための措置を講じている
	・食品循環資源及び特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適正に行い、その含有成分の安定化を図っている
	・肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法に適合させている
	・飼料の製造を行うときは、飼料安全法により定められた基準及び規格に適合させている
	・配合飼料の製造を行うときは、粉末乾燥処理を行っている

③再生利用としての炭化製品・還元剤化の取組

チェック	具体的な取組
	・異物の混入の防止及び分別を徹底している
	・排ガスを適切に処理している

④再生利用としての油脂・油脂製品化の取組

チェック	具体的な取組
	・異物の混入の防止及び分別を徹底している
	・自然発火を防ぐため消火器を設置しており、保管も衛生的になっている
	・飼料用油脂の場合、成分規格や製造等の基準を満たしている

⑤再生利用としてのエタノール化・メタン化の取組

チェック	具体的な取組
	・分別を十分に行い硬質異物や発酵不適物を除去している
	・固体、液体の発酵残さを適切に処理している

4) - 2 委託先において再生利用する場合

チェック	具体的な取組
	・食品循環資源を委託先において肥料として再生利用している
	・食品循環資源を委託先において飼料として再生利用している
	・食品循環資源を委託先において油脂・油脂製品として再生利用している
	・食品循環資源を委託先において炭化燃料・還元剤、エタノール、メタンとして再生利用している

2. 事業活動へのインプットに関する項目

1) 省エネルギー

①エネルギーの効率的利用及び日常的なエネルギーの節約

チェック	具体的な取組
	・工程間の仕掛かり削減、ラインの並列化や部分統合等により生産工程の待機時間を短縮している
	・前処理、前加工、予熱等を合理化することにより、生産工程の時間を短縮

チェック	具体的な取組
	している
	・既存製造方法を見直し、エネルギーの効率的利用をしている
	・事務室、工場等の照明は、昼休み、残業時等不必要な時は消灯している
	・ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレ等の照明は、普段は消灯し、使用時のみ点灯している
	・パソコン、コピー機等のOA機器は、省電力設定にしている
	・夜間、休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切っている
	・エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている
	・空調の適温化（冷房28度程度、暖房20度程度）を徹底している 【取組による効果】 某事務所ビルにおいて、空調機の室温設定を夏季26度から28度に2度高く、冬季の設定温度を22度から20度に2度低くすると熱源のエネルギー削減率は夏季7.5%/度、冬季2.5%/度となります。 (出典)財団法人省エネルギーセンター「ビルの省エネルギーガイドブック平成19年度版」
	・空調を必要な区域や時間に限定して使用している
	・使用していない部屋の空調は停止している
	・ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節している
	・夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着等服装の工夫（ウォームビズ）をして、冷暖房の使用を抑えている

②設備機器等の適正管理

チェック	具体的な取組
	・電力不要時には、負荷遮断、変圧器の遮断を行っている
	・照明器具については、定期的な清掃、交換を行う等、適正に管理している
	・熱源機器（冷凍機、ボイラー等）の冷水・温水出口温度の設定を、運転効率がよくなるよう可能な限り調整をする他、定期点検を行う等、適正に管理している 【取組による効果】 某病院において、夏の盛夏（7～8月）以外の低負荷時にガス冷凍機（燃料；都市ガス13A）の冷水出口温度を7度から10度に上げることでガス消費量が8%削減となります。 (出典)財団法人省エネルギーセンター「ビルの省エネルギーガイドブック平成19年度版」
	・ボイラーや燃焼機器の空気比（空気過剰係数）を低く抑えて運転し、排ガスによる熱損失、送風機の消費電力を削減している 【取組による効果】

チェック	具体的な取組
	<p>某病院において、ボイラー（燃料；都市ガス 13A）の空気比を 1.6 から 1.3 にすることでガス消費量が 2.1%削減となります。なお、ボイラーの排ガス温度は 200 度で一定と仮定しています。</p> <p>（出典）財団法人省エネルギーセンター「ビルの省エネルギーガイドブック平成 19 年度版」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧縮機については、必要十分なライン圧力に低圧化している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房終了時間前に熱源機を停止し、装置内の熱を有効利用している（予冷や予熱時には外気の取り入れをしていない）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外気温度が概ね 20～27 度の中間期は、全熱交換器（換気をしながら、冷暖房の熱を回収して再利用する設備）のバイパス運転（普通換気モード、中間期制御運転、熱交換ローター停止）を行っている。または、窓の開閉等により外気取り入れ量を調整して室温を調節している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季以外は給湯を停止している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーターの夜間、休日の部分的停止等を行っている
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共用のコンピューター等の電源については、管理担当者や使用上のルールを決める等、適正に管理している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機については、フィルターの定期的な清掃、交換を行う等、適正に管理している

③設備の入替・更新時及び施設の改修にあたっての配慮

チェック	具体的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負荷の変動が予想される動力機器において、回転数制御が可能なインバーターを採用している <p>【取組による効果】</p> <p>某金属製品製造業者の亜鉛溶融炉集塵機（運転時間；平日 17.6 時間、土曜日 5.7 時間、日曜日 0 時間）の吸引ファンをダンパ制御からインバーター制御にすることで年間 590MWh の電気使用量を削減できます。</p> <p>（出典）省エネルギービジネス研究会「中小企業から省エネの風 PART1」 http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/hontai.pdf</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気圧縮機、冷凍機、ボイラー等のエネルギー供給設備については、新規購入及び更新時には省エネルギー型機器を導入している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換気の際に屋外に排出される熱を回収して利用することのできる全熱交換器を採用している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部分換気システムを導入している <p>【取組による効果】</p> <p>某介護老人福祉施設の厨房に部分換気システムを導入することによって、従来比（メーカー計算）で年間 300MWh の電気使用量を削減できます。なお、</p>

チェック	具体的な取組
	<p>投資額は約 250 万円。 (出典) 省エネルギービジネス研究会「中小企業から省エネの風 PART2」 http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/jirei/part2/all.pdf</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来機との比較で COP* の高いヒートポンプエアコンを採用している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガスを利用した空調システム等の省エネルギー型空調設備を導入している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井埋込形エアコンの吹き出しにファン等を付けて、風を攪乱させる装置を導入している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯設備の配管等を断熱化している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来の変圧器より電力損失の少ない高効率変圧器を採用している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーションシステム*を導入している <p>【取組による効果】 某特別養護老人ホームの給湯器について灯油を燃料にしていたものからガス給湯器に変更し、その際に合わせてガスコージェネレーションを導入することで年間 18,252kWh の電気使用量を削減できます。なお、投資額は約 800 万円。 (出典) 省エネルギービジネス研究会「中小企業から省エネの風 PART1」 http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/hontai.pdf</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域冷暖房（地域熱供給）システム*を利用している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却熱やボイラー等の廃熱を利用できる回収システムを導入している <p>【取組による効果】 某旅館の蒸気ボイラー（燃料；A 重油）の蒸気ドレンに排熱回収システム（熱交換器等）を設置することで 54,519L の重油使用量を削減できます。なお、投資額は約 275 万円。 (出典) 省エネルギービジネス研究会「中小企業から省エネの風 PART3」 http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/jirei/part3/all.pdf</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機、パソコン、プリンター等の OA 機器については、エネルギー効率の高い機器を導入している

チェック	具体的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光灯照明器具の安定器をインバーター式に交換している <p>【取組による効果】 築年数 20 年で蛍光灯を 100 灯使用している事務所を想定した場合、20 年前の 40W/灯の消費電力を 102W（安定器；銅鉄式）とし、現在のものを 65W（安定器；Hf インバーター定格出力）とすると、消費電力削減分は $(102W - 65W) \times 100 = 3,700W$（3.7kW）となります。さらに毎日 12 時間点灯することを想定すれば、年間で $3.7kW \times 12 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} = 16,206kW$ の電力を削減できます。</p> <p>（出典）財団法人省エネルギーセンター「業務用ビルにおける省エネ推進のてびき 2009 年版」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率蛍光灯等の省エネルギー型照明器具に切り替えるようにしている <p>【取組による効果】 例えば、54W の白熱電球から 12W の電球形蛍光灯（明るさは同等）に交換した場合、1 灯 1 時間当たり $(54W - 12W) \times 0.425 \approx 17.9g$ の二酸化炭素排出量（排出係数は 0.425 を使用）を削減できます。排出係数については国が公表する「平成 19 年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数」のうち東京電力の数値を用いて算出しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間の太陽光や人の存在を感知し、必要時のみ点灯する設備を採用している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ設定された時刻や時間帯に、照明の箇所や照度等を自動制御するシステムを導入している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根、壁、床等に断熱材を採用している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複層ガラス、二重サッシ等を採用し、建物の断熱性能を向上させている
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用し、日射を遮断している

2) 省資源

チェック	具体的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品に合わせたスプレーガンの利用で塗料や洗浄剤等の使用量を抑制している
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産工程で使用する塗料や洗浄剤等のタンクを集約化することで使用量を抑制する
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議用資料や事務書類の簡素化に取り組んでいる
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内 LAN、データベース等の利用による文書の電子化に取り組んでいる
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せや会議の資料等については、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷物を作成する場合は、その部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮している

チェック	具体的な取組
	・両面、集約等の機能を活用した印刷及びコピーを徹底している
	・使用済み用紙、ポスター、カレンダー等の裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している
	・使用済み封筒を再利用している
	・コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている

3) 水の効率的利用及び日常的な節水

チェック	具体的な取組
	・生産工程で使用する水を再利用するための設備を設置し、活用している(中水利用)
	・冷凍機や冷温水発生機等で使用する冷却水について、循環使用している
	・塗装やメッキに使用する洗浄水を多段(カスケード)使用している
	・バルブの調整により水量及び水圧の調節を図っている
	・冷温水発生機、クーリングタワー等の稼働に伴い使用される水の量が適正に保たれるよう設備の管理を行っている
	・雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている
	・雨水を地下浸透させる設備(浸透升等)を導入している
	・手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している
	・社用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行している
	・トイレに水流し音発生器を取り付ける等、トイレ用水を節約している
	・蛇口に節水こま(適量の水を流す機能を持つこま)を設置している
	・水道配管からの漏水を定期的に点検している

4) 化学物質使用量の抑制及び管理

チェック	具体的な取組
	・食品製造用の触媒等に含まれる化学物質の削減に取り組んでいる
	・燃料油、溶剤、塗料等の揮発を防止する等、VOC*の排出抑制に取り組んでいる (参考) 経済産業省・社団法人産業環境管理協会「VOC 排出抑制の手引き」 http://www.jemai.or.jp/japanese/tech/voc/
	・有害物質のタンク、パイプ類は漏洩、拡散等を防止できる構造としている
	・有害性の化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理している

チェック	具体的な取組
	・有害性の化学物質の排出量の計測、推定等を行っている
	・有害性の化学物質の表示を徹底している
	・化学物質の安全性に関する情報伝達のため、MSDS（化学物質安全データシート）により管理している
	・有害物質のタンク、パイプ等の保守・点検を定期的に行う等適正管理に努めている
	・化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）にもとづく取組を行っている
	・屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に取り組んでいる

3. 事業活動からのアウトプットに関する項目

1) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止

① 温室効果ガスの排出抑制

チェック	具体的な取組
	・製品購入の際には、できるだけ HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF6（六フッ化硫黄）等を使用していない製品を選ぶように配慮している
	・HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF6（六フッ化硫黄）等を使用している製品を廃棄する際の回収に努めている
	・都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用している
	・燃料電池システムを導入している
	・太陽光発電設備を導入し、太陽エネルギーを電気として利用している 【取組による効果】 10kW の太陽光発電システムを設置した場合、年間約 10,000kWh 発電できます（全国平均） （出典）一般社団法人太陽光発電協会ホームページ http://www.jpea.gr.jp/11basic06.html#q1
	・太陽熱温水器等を導入し、加熱した水を暖房や給湯に利用している 【取組による効果】 ソーラーシステム振興協会の試算によれば、太陽熱温水器（集熱面積 3.0m ² 、集熱量 156 万 kcal）を 1 台設置することで年間 2,267kWh の節電に相当します。 （出典）社団法人ソーラーシステム振興協会ホームページ http://www.ssda.or.jp/energy/merit.html
	・マイクロ水力（発電規模 100kW 程度以下の水力発電）を導入している

チェック	具体的な取組
	(参考) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「マイクロ水力発電導入ガイドブック」 http://www.nedo.go.jp/kankobutsu/pamphlets/08_3dounyu/micro.pdf
	・カーボン・オフセット*に取り組んでいる商品やサービスを購入または使用している

②大気汚染物質の排出抑制

チェック	具体的な取組
	・大気汚染の少ないプロセスや機器（低NOx 燃焼機器等）を採用している
	・日常的に大気汚染防止への配慮（燃焼管理等）を行っている
	・大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その遵守に努めている
	・ばい煙等の監視及び測定やばい煙処理設備の点検を定期的に行う等、適正に管理している
	・特定フロン回収、適正処理を行っている

2) 廃棄物等の排出抑制、リサイクル、適正処理

①廃棄物の発生そのものを抑える取組

チェック	具体的な取組
	・品質劣化等による不良在庫を減らすため、在庫数量の適正化等在庫管理を徹底している
	・使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制している
	・リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入し、使用している
	・再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入し、使用している
	・詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている
	・コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入している
	・商品の購入時には、簡易包装のものを優先的に購入している
	・納品の際の梱包、包装資材等の削減に取り組んでいる
	・OA 機器等の故障時には、修理可能かどうかをチェックし、可能な限り修理することで長期使用に努めている

② リサイクルの促進

チェック	具体的な取組
	・生産工程から発生する金属屑、紙屑、廃液、汚泥等の回収・再利用のための設備やラインを設け、活用している
	・紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正配置等により、ごみの分別を徹底している
	・シュレッダーの使用を機密文書等に限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努めている
	・コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確認し、リサイクルを図っている
	・発生したごみは可能な限り、圧縮等を行い、減量している
	・回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認している（委託業者等に対して）
	・食堂等における食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化（堆肥化）し、土壌に還元、利用している
	・廃食用油のリサイクルルートを確認し、せっけん等への再利用を行っている

③ 産業廃棄物等の適正処理

チェック	具体的な取組
	・廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を行っている
	・廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認している
	・メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を極力行うことにより、有機物の埋立処分を抑制している
	・廃棄物焼却の際、塩化ビニール等焼却に適さない物が混入しないよう徹底するとともに、ばい煙の処理、近隣環境への配慮等を行っている
	・実験等に伴う廃棄物、感染性廃棄物等の管理（リストの作成、マニフェスト、適正処理のチェック）に取り組んでいる
	・廃液の回収・再利用のための設備を設置し、活用している

3) 排水処理

チェック	具体的な取組
	・水質汚濁の少ないプロセスや機器（廃液の回収・再利用等）を採用している
	・食品工場、厨房や食堂等からの有機性排水については、排水処理装置を設置する等適切に処理している
	・排水が閉鎖性水域（湖、内湾等）に流入する場合は、窒素及び磷の除去対

チェック	具体的な取組
	策を講じている
	・有害物質や有機汚濁物質（生ごみ等）ができるだけ混入しないようにしている
	・水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努めている
	・排水等の監視及び測定や排水処理設備の点検を定期的に行い、適正に管理している

4) その他生活環境に係る保全の取組等

チェック	具体的な取組
	・悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている
	・低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置・管理等により騒音・振動を防止するとともに、日常的な監視及び測定を実施している

4. 製品及びサービスに関する項目

1) グリーン購入（環境に配慮した物品等の購入、使用等）

チェック	具体的な取組
	・環境に配慮した物品等の調達に係る方針、基準等を作成し、それらに基づき物品リストを作成し、リストに基づく購入を行っている
	・環境ラベル認定等製品*を優先的に購入している (参考) 環境省「環境ラベル等データベース」(マーク索引) http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html
	・省エネルギー基準適合製品*を購入している (参考) 財団法人省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」 http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/index.php
	・再生材料*から作られた製品を優先的に購入、使用している
	・間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用している
	・無漂白製品(衣料品等)、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用している
	・修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用している
	・節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している

チェック	具体的な取組
	・コピー用紙、コンピューター用紙、伝票、事務用箋、印刷物、パンフレット、トイレットペーパー、名刺等の紙について、再生紙または未利用繊維への転換を図っている
	・木材の調達にあたり、跡地の緑化、植林、環境修復が適切に行われていることに配慮したり、または跡地緑化等を考慮したりしている
	・社用車について、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、天然ガス自動車等の低公害車への切り換えに取り組んでいる

2) 製品及びサービスにおける環境配慮

※製品の設計、計画、開発等における取組は「1. 食品リサイクル等の取組に関する項目」を参照

①出荷、輸送等における取組

チェック	具体的な取組
	・多品種小口配送に应付するための流通型冷蔵庫を導入している
	・物流の効率化を図るため、共同配送を行っている
	・簡易包装の推進、多重包装の見直し等を推進している
	・製品等の輸送の際には、繰り返し利用できるパレットや通い箱を利用している
	・エコドライブ*等運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジン停止等）を励行している （参考）エコドライブ普及連絡会「エコドライブ10のすすめ」 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010609/01.pdf
	・タイヤの空気圧を定期的に確認し、適正值（メーカー指定の空気圧）を保つように努めている
	・排気ガスや騒音のレベルを抑えるため適正な車輦整備を行っている
	・共用自転車を導入して、近距離の用務には社用車を使用せず、自転車を利用するように努めている
	・公共交通機関の利用等により、社用車の使用削減に努めている

②環境配慮型商品等の販売及び情報提供

チェック	具体的な取組
	・販売の際にマイバックの利用を推奨している
	・量り売りやばら売り等を推進している

チェック	具体的な取組
	・ 消費者等に環境配慮型商品に関する情報を積極的に提供している
	・ 製品の環境情報を容器包装等に表示している
	・ 外部から製品の環境負荷に関するデータの提供の依頼があった場合、協力している
	・ エコマーク及び自ら制定したマークや宣言等を製品やパンフレット等に表示している

5. その他

1) 生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組

チェック	具体的な取組
	・ 調達する原材料（木材、水産品、農作物、鉱物等）の原産地を把握している
	・ 原材料の生産や採掘が、現地の生物多様性に悪影響を与えるものではないか、先住民の権利は尊重されているか等についての情報を得ている
	・ 調達する原材料について、認証品（森林認証、漁業認証等）の活用を指向している
	・ 地元の自然資源の積極的な利用を図り、地産地消を推進している
	・ 事業活動が生物多様性に与える影響を公表している
	・ 事業所周辺の環境や生き物の保全活動（生息地の整備等）等を通し、事業活動を行う地域環境への配慮を行っている

2) 環境コミュニケーション及び社会貢献

① 環境コミュニケーション

チェック	具体的な取組
	・ 事業活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を公表している
	・ 消費者等に対して、情報提供や啓発活動を行っている
	・ 外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている
	・ ホームページ上で環境に関する情報を提供している
	・ 意見聴取を定期的に行い、環境への取組の際に考慮している
	・ 外部関係者の意見を聴取する窓口を設けている

② 社会貢献

チェック	具体的な取組
	・ 環境に関する基金・団体の設置、既存の基金・団体を支援している（人材派遣、資金面での援助、従業員の給与の端数を集めた寄付、広報活動への協力等）
	・ 環境関係の基金等へのマッチングギフト（従業員労働組合等の任意の寄付と同額の寄付を事業主として行うこと）を行っている
	・ 地域のボランティア活動等に積極的に参加し、協力や支援を行っている
	・ 環境に関する研究や活動を行っているサークル等に対する支援、または協働を行っている
	・ 環境に関連する表彰制度を実施している
	・ 大学に環境関係の寄附講座を開く等、研究機関への支援を行っている
	・ 敷地内、壁面、屋上等の緑化を行っている（大気浄化、都市気象の緩和にも資する）

3) 施主・事業主としての建築物の増改築、解体等にあたっての環境配慮

① 設計者及び施工業者（工務店、建設会社等）への依頼・協力要請

チェック	具体的な取組
	・ 環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化等（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生素材の積極的使用等）を依頼している
	・ 周辺の自然環境（動植物等）への影響を最小限に抑える、もしくは修復する等環境に配慮した施工計画の提案を依頼している

② 既存建築物が及ぼす環境への影響を予防、低減するための方策

チェック	具体的な取組
	・ 建築物の老朽化や運用の診断を行い、改善や環境保全設備の見直しを行っている
	・ 建築物の耐久性の向上に取り組んでいる
	・ 排水設備のメンテナンス、吹き付けアスベストの管理（特に解体時の事前除去）等を行っている

[環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等]

詳細な解説、実際に事業者で取り組まれている事例紹介等の情報ウェブサイトや環境関連の団体等のウェブサイトは数多くあります。そういったものの一部ではありますが、下記に環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等の URL を記載しますので、参考にしてください。

[全般]

- 環境省：<http://www.env.go.jp/>
- 農林水産省：<http://www.maff.go.jp/>
- 経済産業省：<http://www.meti.go.jp/>
- 資源エネルギー庁：<http://www.enecho.meti.go.jp/>
- 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/>
- （財）食品産業センター：<http://www.shokusan.or.jp/>

[エネルギー関連]

- （財）省エネルギーセンター：<http://www.eccj.or.jp/>
- （独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）：<http://www.nedo.go.jp/>
- （財）新エネルギー財団（NEF）：<http://www.nef.or.jp/>
- （公財）地球環境センター：<http://gec.jp/jp/index.html>
- 経済産業省近畿経済産業局エネルギービジネスプラットフォーム関西：
<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/index.html>

[廃棄物・リサイクル関連]

- （財）クリーン・ジャパン・センター：<http://www.cjc.or.jp/>
- （財）産業廃棄物処理事業振興財団：<http://www.sanpainet.or.jp/>
- （公財）日本容器包装リサイクル協会：<http://www.jcpra.or.jp/>

[化学物質関連]

- PRTR インフォメーション広場（環境省）：
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- （独）製品評価技術基盤機構：<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html>
- （社）産業環境管理協会：http://www.jemai.or.jp/CACHE/index_index.cfm

[グリーン購入関連]

- グリーン購入ネットワーク：<http://www.gpn.jp/>
- （財）日本環境協会エコマーク事務局：<http://www.ecomark.jp/>
- エコ・リサイクル資材ナビ：<http://recycle.kensetu-navi.com/>
- 環境ラベル等データベース（環境省）：
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>
- （財）運輸低公害車普及機構：http://www.levo.or.jp/home_j.html

[エコドライブ関連]

○エコドライブ普及促進協議会：<http://www.ecodrive.jp/>

[環境関連法規等]

○環境法令データベース（環境省）：<http://www.env.go.jp/hourei/>

参考 1 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)

食品リサイクル法は、循環型社会の構築をめざし、食品関連事業者に食品廃棄物の再生利用等に取り組むことを求めています。

法令等の詳細については、農林水産省ホームページでご覧いただけます。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/index.html>

概要については、(財)食品産業センターのホームページを参照してください。

http://www.shokusan.or.jp/kankyo/shoku_pdf/20pamph.pdf

発生を抑制する、再生利用する、熱回収する、減量するが再生利用等に取り組むときの優先順位です。

まず、生産、流通、消費の各段階で食品廃棄物そのものの発生を抑制する。次に、再資源化できるものは飼料や肥料などへの再生利用を行う。再生利用が困難な場合に限り熱回収をする。さらに、廃棄されるものは脱水・乾燥などで減量して処分がしやすいようにします。

食品リサイクル法では、「発生の抑制」「再生利用」「熱回収」「減量」に取り組むことを**再生利用等**という言葉で表現しています。また、食品関連事業者がこれらを実施するにあたっての基準が定められています。

個々の食品関連事業者毎に、
再生利用等の実施率目標が算定されます。

食品リサイクル法では、個々の事業者の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標（**基準実施率**）が、算定されます。

食品関連事業者は、毎年、その年度の再生利用等実施率が、食品関連事業者ごとに設定されたその年度の基準実施率を上回ることが求められます。基準実施率は、毎年アップします。

◆ 食品循環資源の再生利用等実施率算定基準

Step 1. 平成19年度再生利用等実施率を計算します

$$\text{平成19年度食品循環資源の再生利用等実施率} = \frac{\text{平成19年度(再生利用量+熱回収量} \times 0.95 \text{ (※) + 減量量)}}{\text{平成19年度発生量}}$$

※熱回収量については、熱回収省令に定める『熱回収の基準』を満たす場合のみ算入可能。

また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

※平成19年度再生利用等実施率が20%未満の場合は、これを20%とします。

Step 2. 平成19年度の再生利用等実施率を用いて、目標となる基準実施率を計算します

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント(A)
(但し、平成19年度の基準実施率は、平成19年度再生利用等実施率(実績)とする。)

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

(例) A事業者

STEP1で算出した平成19年度再生利用等実施率(実績)が45%の場合、

基準実施率	・平成20年度	45% + 2% = 47%	<p>◎この基準実施率が、A事業者の目標となります。</p> <p>◎A事業者は、毎年度、当該年度の基準実施率を上回る取組を行う必要があります。</p>
	・平成21年度	47% + 2% = 49%	
	・平成22年度	49% + 2% = 51%	
	・平成23年度	51% + 1% = 52%	
	・平成24年度	52% + 1% = 53%	

※平成23年度は前年度の基準実施率が50%以上なので増加ポイントは1%になります(前頁の表を参照)。

Step 3. 毎年度、基準実施率の達成状況を確認します

$$\text{当該年度食品循環資源の再生利用等実施率} = \frac{\text{当該年度(発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95 \text{ (※) + 減量量)}}{\text{当該年度(発生量+発生抑制量)}}$$

※熱回収量については、熱回収省令に定める『熱回収の基準』を満たす場合のみ算入可能。

また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

◆発生抑制量の計算方法

平成19年度より発生抑制量の計算方法が下記のように統一されました。発生抑制量の計算にあたっては、平成19年度が基準年度となります。

$$\left. \begin{array}{l} \cdot A = \text{発生量} \\ \cdot B = \text{発生量と密接な関係を有する数値(売上高、製造数量等)} \end{array} \right\} \text{発生原単位} = \frac{A}{B}$$

$$\text{発生抑制量} = \left(\frac{\text{平成19年度発生原単位}}{\text{当該年度発生原単位}} - 1 \right) \times \text{当該年度B}$$

※ 発生抑制量の算出については、

- ① 新たな再生利用等実施率目標において、法の施行年度である平成19年度を基準として毎年度取り組むべき目標を算出していくこと
- ② 各食品関連事業者がそれぞれの方法で行っていた算出方法を今後統一していく必要があること
- ③ 新たな政省令及び基本方針への施行が平成19年12月であることから、新制度に対応する適正なデータがとれる最も早い年度を考慮する必要があることから、平成19年度を比較年度とする。

※ 算出した発生抑制量が「マイナス」の場合は、発生抑制量は「ゼロ」となります。

参考2 主な環境関連法規

第3章環境経営システムの要求事項である、環境関連法規等の取りまとめにあたっては、どのような法律の、どのような内容を遵守する必要があるかを具体的に明らかにする必要があります。適用される事業者の条件や具体的な要件については、政令、省令等で定めている場合もあることから、それらの内容についても把握し取りまとめます。さらに、地域の地方自治体の条例についても把握する必要があります。

事業者が遵守しなければならない法規の内容としては、

- ①一般的に全ての事業者が遵守することが求められるもの（多くの法律では「事業者の責務」として規定されている努力義務。遵守しないことに対する罰則規定はなく、一般に訓示規定と呼ばれる。）
- ②一定の基準の遵守を求めるもの（例：排水等の排出基準の遵守）
- ③施設や設備、責任者や管理者の選任、届出を求めるもの（例：エネルギー管理員の選任と届出）
- ④計画の策定や届出、実績等の報告を求めるもの（例：エネルギー使用量の定期報告）
- ⑤一定の行為を求めるもの（例：産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付）等があり、①以外については、多くの場合、遵守しなかった場合の罰則規定が設けられています。

なお、環境関連法規の内容については、環境省ウェブサイト内にある法令・告示・通達に関するページ（「環境法令データベース」<http://www.env.go.jp/hourei/>）を用いて検索することができます。

次に、主な法律を例示しますが、これらの他に事業者が遵守しなければならない環境関連法規等は数多くあり、適切な対応が必要です。

■一般的な責務・努力義務を定めている主な法律

- ・環境基本法
- ・循環型社会形成推進基本法
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）
- ・生物多様性基本法
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）

■遵守しない場合、罰則規定がある主な法律

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- ・ 水質汚濁防止法（水濁法）
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・ 下水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 大気汚染防止法（大防法）
- ・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法
- ・ 消防法

■ 一般的な責務・努力義務を定めている主な法律の概要

○ 環境基本法

環境の保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。事業者の責務として下記について述べている。

- ・ ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止
- ・ 事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合の対応
- ・ 事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料を使う等、環境負荷を低減させるように努めること
- ・ 環境への負荷の低減、環境保全に努め、国または地方公共団体に協力すること

○ 循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる事項を定めており、廃棄物・リサイクル対策に関して、環境基本法の示す理念の実現に寄与することをねらっている。廃棄物の排出事業者が自らの責任においてその排出したものについて適正な循環的な利用または処分すること、拡大生産者責任として生産者がその製造する製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行うこと、一定の製品について

て引取り、引渡しまたは循環的な利用を行うこと等が事業者の責務[※]となっている。
※詳しくは循環型社会形成推進基本法第十一条参照

○地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

1997年12月に開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議；COP3）で採択された京都議定書を受け、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となり地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めている。温室効果ガス[※]の排出抑制等に努め、国及び地方公共団体の施策に協力することが事業者の責務となっている。

※詳しくは地球温暖化対策の推進に関する法律第二条及び参考3用語の説明を参照

○生物多様性基本法

環境基本法の理念にのっとり、生物の多様性^{※1}の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者等の責務を規定している。また、国及び地方公共団体の施策について規定している^{※2}。

※1 詳しくは生物多様性基本法第二条参照

※2 詳しくは生物多様性基本法第十四～二十七条参照

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国、独立行政法人及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他必要な事項を定めている。本法律の適用を受ける事業者は毎年度調達目標、調達の推進に関する事項を含めた方針を作成・公表、方針に基づいた調達を推進、調達実績を取りまとめ・公表、環境大臣への通知を求められる。事業者にはできる限り環境物品等を選択するよう努めるものとなっており、いわゆる一般的な責務[※]が課されている。

※詳しくは国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第五条参照

○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）

事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的としている。事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めること、他の事業者に対し、投資その他の行為をす
るにあたっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めること、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとすることが求められている[※]。

※詳しくは環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第四条及び十二条参照

■ 遵守しない場合、罰則規定がある主な法律の概要

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

廃棄物の抑制、適正な処理、生活環境の清潔、公衆衛生の向上等を目的として、廃棄物の定義を明確にしているのははじめ、自治体や排出者の処理責任について規定している他、廃棄物処理業や処理施設に対する規制等について定めている。多くの事業者（排出者）は収集運搬業者、処理業者に委託し、その責任を果たすことになり、事業者の産業廃棄物が運搬されるまでの保管基準、収集運搬業者・処理業者との委託基準（産業廃棄物管理票の交付等）等の遵守が求められる。

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）

使用済み物品及び副産物の発生抑制のための原材料使用の合理化、再生資源・再生部品の利用、使用済み物及び副産物の再生資源・再生部品としての利用促進、表示による分別回収の促進等の点について、政令で指定する業種及び製品について判断基準を定め、事業者・消費者・公共団体の責務を規定している。政令で指定された業種及び製品[※]は、①特定省資源業種、②特定再利用業種、③指定省資源化製品、④指定再利用促進製品、⑤指定表示製品、⑥指定再資源化製品、⑦指定副産物である。
※詳しくは資源の有効な利用の促進に関する法律第十～三十六条参照

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品関連事業者^{※1}（食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店業その他食事の提供を伴う事業者）は、毎年度、個々の事業者毎に算出される再生利用等の実施率の達成が求められる。また、食品廃棄物等の前年度発生量が100トン以上の事業者（食品廃棄物等多量発生事業者）は、毎年度主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告する義務^{※2}がある。

※1 詳しくは食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条4項参照

※2 詳しくは食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第九条参照

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

対象となる容器を製造・利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は特定事業者として再商品化義務が生じる。特定事業者は3つに区分され、それぞれ再商品化の義務を負っている（①特定容器利用事業者^{※1}、②特定容器製造事業者^{※2}、③特定包装利用事業者^{※3}）。なお、一定の小規模事業者^{※4}は適用除外となる。

※1 詳しくは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条参照

※2 詳しくは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条参照

※3 詳しくは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条参照

※4 詳しくは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条11項参照

○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

事業者及び消費者が特定家庭用機器^{※1}（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）廃棄物を排出する際の収集・運搬料金と再商品化等に必要なりサイクル料の支払^{※2}、小売業者による引取^{※3}及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）の義務付け^{※4}等を定めている。

※1 詳しくは特定家庭用機器再商品化法施行令第一条参照

※2 詳しくは特定家庭用機器再商品化法第六条参照

※3 詳しくは特定家庭用機器再商品化法第九条参照

※4 詳しくは特定家庭用機器再商品化法第十八条参照

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

一定規模以上の建築物等に関する建設工事（対象建設工事）について、対象建設工事受注者または自主施工者は一定の技術基準に従い、当該建築物等に使用されている特定建設資材を分別解体等により現場で分別する義務を負い^{※1}、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物を再資源化しなければならない^{※2}。

※1 詳しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第九条参照

※2 詳しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第十六条参照

○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車製造業者等に対し、自らが製造または輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッターダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を適正に行うよう義務付けており、それらの処理にかかる費用を再資源化等預託金として自動車所有者が負担するよう規定している[※]。

※詳しくは使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十三条参照

○水質汚濁防止法（水濁法）

工場・事業場からの公共用水域への排出、及び地下水への浸透を規制している。法で定められた特定施設[※]を設置し、工場・事業場から排出される水の放流先が公共用水域（河川等）の場合に適用され、設置の届出、測定・記録及び排水基準の遵守が求められる。

※詳しくは水質汚濁防止法施行令第一条参照

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法）

船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制している。

廃油の処理事業等を行う事業者は、廃油処理事業の許可及び届出^{※1}、廃油処理規程の認可^{※2}等を規定している。

※1 詳しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十～二十四条参照

※2 詳しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十六条参照

○下水道法

下水道を、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種に区別し、それぞれの設置・管理の基準等を定めている。法で定められた特定施設※を設置し、工場・事業場から排出される水の放流先が下水道の場合に適用され、公共下水道の使用開始時期または水量・水質の変更があった場合の届出、設置の届出、水質の測定及び水質基準の遵守が求められる。

※詳しくは水質汚濁防止法施行令第一条、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第一条参照

○浄化槽法

浄化槽※¹の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等を定めている。浄化槽を新たに設置、構造の変更する場合は届出が必要※²で、浄化槽管理者に浄化槽の維持管理のため保守点検及び清掃の実施※³並びに法定検査を受けること※⁴が義務付けられている。

※1 詳しくは浄化槽法第二条1項参照

※2 詳しくは浄化槽法第五条参照

※3 詳しくは浄化槽法第八条、九条及び十条、浄化槽法施行規則第二条及び三条参照

※4 詳しくは浄化槽法第七条及び十一条参照

○大気汚染防止法（大防法）

工場や事業場から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等を定め、規制している。法で定められたばい煙発生施設等※を設置している事業者は、設置の届出、測定・記録、硫酸化物、ばいじん、有害物質について定められている規制基準の遵守が求められる。

※詳しくは大気汚染防止法施行令第二条参照

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）

窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の汚染が著しい特定の地域において、自動車の排気ガス中のNOx及びPMの排出を抑制するため、対策地域※¹内における一定規模以上の車両を使用する事業者のNOx・PM排出抑制計画の作成・報告、車種規制等を規定している。また、周辺地域※²内事業者による実施計画、実施状況の提出等についても規定している。

※1 詳しくは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条1項及び第八条1項参照

※2 詳しくは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第三十六条2項参照

○騒音規制法

環境基本法において設定されている環境基準の達成を目標に、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を定めている。法で定められた指定の地域^{※1}に特定施設^{※2}を設置する場合に、設置の届出と規制基準の遵守が求められる。

※1 都道府県知事が生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する。都道府県の告示や条例で確認

※2 詳しくは騒音規制法施行令第一条参照

○振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を定めている。法で定められた指定の地域^{※1}に特定施設^{※2}を設置する場合に、設置の届出と規制基準の遵守が求められる。

※1 都道府県知事が生活環境を保全する必要があると認める地域を指定（都道府県の告示や条例で確認）

※2 詳しくは振動規制法施行令第一条参照

○悪臭防止法

工場その他の事業場の事業活動で発生する悪臭物質の排出について必要な規制を定めている。法で定める規制地域[※]内で事業活動に伴い悪臭物質を排出（漏出含む）する事業場が適用を受け、悪臭物質の種類毎に定められている規制基準の遵守が求められる。なお、事業場等には測定、届出の義務はなく、測定するのは地方自治体である。

※詳しくは悪臭防止法第三条参照

○エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置やその他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置を定めている。事業者は前年度におけるエネルギー使用量（原油換算値）を把握し、個別の工場や事業場等事業所単位で把握したエネルギー使用量の合計が1,500kL/年以上の場合には、特定事業者^{※1}または特定連鎖化事業者^{※2}として指定を受ける。指定を受けた事業者は、エネルギー管理統括者^{※3}、エネルギー管理企画推進者^{※4}をそれぞれ1名選任・届出するとともに、中長期的な計画書の作成及び定期の報告が求められる。さらに第一種エネルギー管理指定工場^{※5}等または第二種エネルギー管理指定工場^{※6}等を有している場合には、当該工場・事業場ごとにエネルギー管理者^{※7}またはエネルギー管理員^{※8}を選任し、届出を行う。

※1 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第七条参照

※2 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第十九条参照

※3 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第七条二参照

- ※4 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第七条三参照
- ※5 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第七条四参照
- ※6 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第十七条参照
- ※7 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第八条参照
- ※8 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第十三条参照

○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

地球温暖化に深刻な影響をもたらし、オゾン層の破壊を招くフロン類を大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品^{※1}）の廃棄及び整備（メンテナンス、修理等）時におけるフロン類の適正な回収及び破壊処理の実施等を義務付けている^{※2}。廃棄及び整備時におけるフロン回収等の費用については、機器の使用者・所有者が負担することとされている^{※3}。

- ※1 詳しくは特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二条 2 項
- ※2 詳しくは特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十八条 2 3 項及び十九条参照
- ※3 詳しくは特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十七条 5 項参照

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、かつ法で定めている特定の施設^{※1}を設置している工場（特定工場）の事業者に対し、公害防止組織の設置を義務付けている。特定の施設を設置している事業者は、原則として公害防止に関する最高責任者として公害防止統括者^{※2}を、公害防止の技術的管理者として公害防止主任管理者^{※3}及び公害防止管理者^{※4}を選任・解任し、届出することが求められる。

- ※1 詳しくは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第二条参照
- ※2 詳しくは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条参照
- ※3 詳しくは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第五条参照
- ※4 詳しくは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第四条参照

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防ぐことを目的としており、PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）^{※1}と MSDS（化学物質等安全データシート）^{※2}の交付の義務付けの 2 本柱から成り立っている。

- ※1 Pollutant Release and Transfer Register の略。参考 3 用語の説明を参照
- ※2 Material Safety Data Sheet の略。参考 3 用語の説明を参照

○ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類に関して、人が生涯にわたって継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量（耐容一日摂取量；TDI）^{※1}及び大気汚染・水質汚濁（水底の底質含む）・土壌に係る環境基準^{※2}を定めている。また、規制の対象となる施設を特定施設^{※3}とし、施設毎に排出基準を定めており、特定施設を設置しようとしている事業者は届出が必要となる^{※4}。大気基準適用施設又は水質基準適用施設を設置している事業者は排水を年に1回以上測定を行い、その結果を報告しなければならない^{※5}。

※1 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第六条参照

※2 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第七条及び環境庁告示 68 号（ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について）参照

※3 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第二条2項参照

※4 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第十二条参照

※5 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第二十八条参照

○建築基準法

建築法規の根幹を成す法律で、国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めている。事業者には規制基準の遵守が求められる。石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置[※]が規定されている。この法律の下に、建築基準法施行令・建築基準法施行規則・建築基準法関係告示が定められており、建築物を建設する際や建築物を安全に維持するための技術的基準等の具体的な内容が示される。

※詳しくは建築基準法第二十八条二参照

○消防法

火災を予防、警戒及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減するために、危険物^{※1}の貯蔵・取扱及び運搬に関する基準、事故時の措置等の他、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備^{※2}について規定している。

※1 詳しくは消防法第二条7項参照

※2 詳しくは消防法第十～十六条参照

参考3 用語の説明

はじめに

温室効果ガス（1頁）：

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。温室効果ガスのうち、京都議定書における削減約束の対象物質は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC類、PFC類、六ふっ化硫黄の6種類。

21世紀環境立国戦略（2頁）：

21世紀環境立国戦略は、2008年に洞爺湖サミットが開催される等、環境問題についての大きな節目の年であることを踏まえ、国内外をあげて取り組むべき環境政策の方向性を明示し、今後の世界の枠組みづくりへ我が国として貢献するための指針として、2007年6月に閣議決定された。

序章 食品関連事業者向けガイドラインについて

認証・登録（3頁）

エコアクション21認証・登録制度等の制度における「認証（Certification）」とは、製品、プロセス、サービスが特定の要求事項（基準・標準・規定）に適合していること、つまり「適合性」を第三者が文書で保証する手続きを指す。エコアクション21やISO9001、ISO14001のようなシステム規格への適合性を保証する場合、システム以外の認証と区別するため、「審査登録（Registration）」という用語を使うこともある。

環境経営（3頁）：

従来の規制対応を中心にした環境保全だけでなく、環境への配慮を企業経営に統合すること。

食品循環資源（3頁）：

食品廃棄物等の中で、肥料、飼料等への再生利用や熱回収により熱を得ることに利用することにより資源として有効利用するものをいう。

食品廃棄物等（4頁）：

食品の製造や調理過程で生じる加工残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等のことをいう。なお、固形状のものに限定していないため、廃食用油や飲料等の液状物も対象となる。また、「等」には食品の製造工程等で発生する動植物性残さで飼料等の原料として有償で取引されるものも含まれる。

環境負荷（4頁）：

環境基本法では、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で

あって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。一般に資源・エネルギーの消費、温室効果ガスの排出、廃棄物の排出、環境汚染物質（大気汚染物質、水質汚濁物質等）の排出、自然生態系の破壊、改変が環境負荷と考えられる。

環境コミュニケーション（4頁）：

環境コミュニケーションとは、持続可能な社会の構築に向けて、利害関係者間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を提供し、利害関係者との対話を通じて、互いの理解と納得を深めていくこと。なお、環境コミュニケーションは環境報告よりも広範なもので、環境報告書は環境コミュニケーションのツールの一つ。

ISO14063（JIS Q14063）（環境マネジメント—環境コミュニケーション—指針及びその事例）では、環境コミュニケーションを「環境に関する課題、側面及びパフォーマンスについて理解の共有を促進するために、情報を提供及び入手し、並びに内部及び外部の利害関係者の対話にかかわる、組織が実行するプロセス」と定義している。

化学物質（5頁）：

科学的には、元素や元素が結合したものを化学物質という。そのため、自然界のもの、人工的に作り出されたものも全てが化学物質となる。ただし、本ガイドラインでは、化学物質の適正な使用及び管理の観点から、人の健康を損なうおそれ（発がん性、変異原性、感作性等）または動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ（生態毒性）があるものとし、自主的に管理する必要がある化学物質を原則としてPRTR制度対象物質とする。

グリーン購入（5頁）：

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、原材料、部品、製品、サービス（以下、「製品・サービス等」という。）の購入先、いわゆる事業エリアの上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要であり、そのための重要な手法として、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入（グリーン購入・調達）がある。

第1章 エコアクション2.1ガイドライン2009年版の概要

継続的改善（8頁）：

事業者が環境方針に基づき、全体的な環境への取組結果の改善、向上を達成するために、環境への取組と環境経営システムを向上させる繰り返しのプロセス。

国際標準化機構（International Organization for Standardization：ISO）（9頁）：

1947年に発足した各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関で、電気及び電子技術分野を除く全産業分野（鉱工業、農業、医薬品等）に関する国際規格の作成を

行っている。機構の目的は、国家間の製品やサービスの交換を助けるために、標準化活動の発展を促進すること、及び知的、科学的、技術的、そして経済的活動における国家間協力を発展させることである。2009年末現在の会員数は162ヶ国（正会員＋準会員）、作成されている規格数は18,083。

なお、電気及び電子技術分野の国際規格の作成は、国際電気標準会議（International Electrotechnical Commission：IEC）が行っている。

ISO14001規格（9頁）：

正式名称は、ISO14001（JIS Q 14001）（環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引）。いわゆるPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムを構築・運用することにより、システムの継続的改善を図ることを基本としている。**第2章 エコアクション2 1の認証・登録制度の概要**

利害関係者（13頁）：

直接的または間接的に利害関係がある組織や個人をいう。「ステークホルダー」ともいう。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等がある。

判定委員会（13頁）：

エコアクション2 1 地域事務局に設置される地域判定委員会は、地域の環境保全活動、消費者活動等に関わる方、事業者の環境への取組等に関する専門家や学識者等の多様な人により構成され、審査人より送付された審査報告書、その他の関係書類等により、受審事業者の認証・登録の可否を判定する。中央事務局判定委員会は、事業者の環境への取組等に関する専門家や学識者によって構成され、中央事務局は、必要と判断した場合、中央事務局判定委員会を開催して地域判定委員会の結果を審議し、認証・登録の可否を最終的に判定する。受審事業者は、地域事務局の判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局判定委員会に異議を申し立てることができる。

第3章 環境経営システム

新エネルギー（20頁）：

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」において、「新エネルギー利用等」として規定された、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものをいう。具体的には、大きく3つに分かれる。再生可能エネルギー（風力発電、太陽光発電、太陽熱利用等。ただし水力発電は除く）、リサイクルエネルギー（廃棄物発電、廃棄物熱利用等）、従来型エネルギーの新利用形態（燃料電池、天然ガスコージェネレーション等）。

PRTR制度（21頁）：

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出

量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。日本では1999年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」により制度化された。

マテリアルフロー及びマテリアルバランス（21頁）：

事業活動に投入された資源・エネルギー量（インプット）と、製造された製品・サービスの生産・販売量、廃棄物・温室効果ガス・排水・化学物質等の環境負荷発生量（アウトプット）を、分かりやすく対比させてまとめたものがマテリアルバランス、そのインプットからアウトプットまでの流れを取りまとめたものがマテリアルフロー。

再生利用施設の立地条件や受入状況等により、再生利用が著しく困難である場合（26頁）：

再生利用施設が半径75km圏内にない場合、もしくは半径75km圏内に施設はあるが、以下のいずれかに該当する場合

- ・食品循環資源の種類が、その施設で取り扱えない種類である場合
- ・食品循環資源の性状（塩分濃度が高い、繊維分が多い等）から、その再生利用施設での受入が不可能な場合
- ・処理能力からすべてを受け入れることができない場合

メタンと同等以上の効率でエネルギーを利用できる場合（26頁）：

メタンと同等以上のエネルギー効率とは、食品循環資源のうち廃食用油または同程度の発熱量（35MJ/kg以上）のあるもの場合は1t当たりの利用で得られる熱量が28,000MJ以上であることをいう。それ以外の食品循環資源の場合は1t当たりの利用で得られる熱またはその熱を変換して得られる電気量が、メタンと同等の160MJ以上であることをいう。

ライフサイクル全体を考慮した取組（26頁）：

製品は、その原材料の採取から製造、流通、使用、リサイクル・廃棄に至るまでのライフサイクルの全ての段階において様々な環境への負荷を発生させている。これらの環境への負荷をライフサイクル全体に渡って、科学的、定量的、客観的に評価する手法をライフサイクルアセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）と言い、その活用により環境負荷の低減を図ることができる。また、ライフサイクルアセスメントは、モノである「製品」以外に、「サービス」や「製造プロセス」「廃棄物処理プロセス」等のシステムも対象となる。

カーボンフットプリント（Carbon Footprint：CFP）（26頁）：

商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を二酸化炭素量（CO₂）に換算して、当該商品及びサービスに簡易な方法で分かりやすく表示する仕組み。

フードマイレージ（26頁）：

食材が産地から食される地まで運ばれるまでの、輸送に要する燃料・二酸化炭素の排出量をその距離と重量で数値化した指標。英国の消費者運動家ティム・ラングが1994年から提唱している概念で、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろうという仮説を前提として考え出されたものである。

生物多様性国家戦略（27頁）：

生物多様性条約第六条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的戦略あるいは計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。この戦略では、生物多様性の保全、持続可能な利用、普及啓発に関する措置、研究の推進、国際協力等多方面にわたる施策・計画が定められ、関連する部門での生物多様性保全、持続可能な利用への取組も求められる。日本では、1995年10月に、政府の生物多様性保全の取組指針として「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で「生物多様性国家戦略」を決定し、2002年3月には、「新・生物多様性国家戦略」を決定した。

生物多様性民間参画ガイドライン（27頁）：

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換を促す等、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されている。このような考えのもと、事業者の自主的な活動の指針として、生物多様性民間参画ガイドラインが策定された。

○生物多様性ホームページ：<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>

○生物多様性民間参画ガイドライン報道発表資料：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485>

環境管理責任者（28頁）：

組織の代表者に任命され、代表者に代わって、ガイドラインで規定する要求事項に従い、環境への取組及び環境経営システムを構築、運用、維持する責任を負うとともに、必要な権限を有する者。代表者の見直しに際し、改善のための提案を含め、環境への取組と環境経営システムの状況を報告する。

公害防止管理者（30頁）：

公害防止関係法により、規制水準の遵守を義務付けられることになった工場の多くは、十分な公害防止体制（人的組織）を整えていないのが実情であったため、1971年6月、工場内に公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の設置を義務付けた「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、この法律の施行により、公害防止管理者制度が発足した。

特定工場とは、同法において公害防止組織の設置（公害防止管理者の選任）が義務付けられている工場のことで、対象となる業種は事業内容が、製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業のいずれかに属しており、「特定工

場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める、ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、汚水排出施設、騒音発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設のいずれかの施設を設置している工場。

法律が定める公害防止組織は、基本的には「一定規模以上の特定工場」と「その他の特定工場」に大別され、次の三つの職種で構成される。

- ・ 公害防止統括者：工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担い、資格は不要。
- ・ 公害防止主任管理者：公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担い、資格を必要とする。
- ・ 公害防止管理者：公害発生施設または公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担い、資格を必要とする。

エネルギー管理士 (30頁) :

「エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)」により、規定量以上のエネルギーを使用する工場は、第一種エネルギー管理指定工場に指定されている。このうち製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業の5業種は、エネルギーの使用量に応じてエネルギー管理士の免状の交付を受けている人のうちから1人ないし4人のエネルギー管理者を選任しなければならない(前述5業種以外の業種についてはエネルギー管理員の選任)。エネルギー管理者は、エネルギーの使用の合理化に関して、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視、その他経済産業省令で定めるエネルギー管理の業務を行う(省エネ法第十一条)。

特別管理産業廃棄物管理責任者 (30頁) :

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理産業廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに、一定の要件を満たす者から「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければならない。特別管理産業廃棄物管理責任者の果たすべき役割は、当該責任者が置かれた事業場における特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行することであり、例えば、特別管理産業廃棄物の排出状況の把握、特別管理産業廃棄物処理計画の立案、適正な処理の確保(保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付、保管等)を行う。

危険物取扱者 (30頁) :

消防法に基づき、一定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設には、危険物を取り扱うために必ず危険物取扱者を置かなければならない。甲種危険物取扱者は全類の危険物、乙種危険物取扱者は指定の類の危険物について、取り扱いと定期点検、保安の監督ができる。丙種危険物取扱者は、特定の危険物(ガソリン、灯油、軽油、重油等)に限

り、取り扱いと定期点検ができる。化学工場やガソリンスタンド等で、危険物の取り扱い作業に従事している危険物取扱者は、危険物の取り扱い作業の保安に関する新しい知識、技能の習得のため、3年以内毎に、都道府県知事が行う講習を受けなければならない。

内部コミュニケーション (30頁) :

内部コミュニケーションは、環境への取組及び環境経営システムを効果的に実施するために重要で、事業者内部の情報伝達、情報報告、及びそのための協議、会議等のことである。内部コミュニケーションの方法には、定例の作業グループ会議、ニュースレター、掲示板等が考えられる。

内部監査 (36頁) :

エコアクション21ガイドラインで規定する要求事項、事業者自身が定めた環境への取組及び環境経営システムの監査基準が満たされている程度を判定するために、監査のための資料(証拠)を収集し、それを客観的に評価するための仕組み。内部監査は、組織内部の者が行うが、監査の公平性、客観性を保つために、監査の対象となる活動から独立した者が行う。自らが責任を持つ活動は監査対象とならない。

第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き

内部循環 (41頁) :

サイト内(事業所内)で、原材料や水等を循環的に利用(再使用、リサイクル及び熱回収等)すること。自らの製造工程等において、原材料を無駄なく循環的に利用することにより、廃棄物排出量や排水量が削減され、併せて原材料購入量や水使用量も削減することができる。

二酸化炭素の排出係数 (43頁) :

各種の燃料等を燃焼させた場合、どの程度の量の二酸化炭素が排出されるかを計算するための係数。二酸化炭素量を表わす方法として、炭素換算(t-C)と、二酸化炭素基準(t-CO₂)の2種類がある。「二酸化炭素基準(t-CO₂)」とは、二酸化炭素の実際の質量のことであり、一方、「炭素換算(t-C)」とは二酸化炭素(CO₂)の内の炭素分(C)の質量のことで、12t-Cが44t-CO₂の関係にある。

環境効率指標 (44頁) :

環境効率という概念は、1992年にWBCSD(持続可能な発展のための世界経済人会議)により提唱されたもので、[製品もしくはサービスの価値/環境影響]で表わされる。資源の効率的活用を通じ、環境影響や環境負荷の低減を目指すための指標である。環境負荷量1単位当たりの付加価値や売上高等の値が用いられることが多い。分子・分母が形式上逆になる「原単位」についても、ここでは環境効率指標の中にも含めている。環境効率には企業全体のコーポレートレベルだけでなく、製品や事業所等のセグメントレベルのものもある。

なお、資源生産性の向上と環境負荷の軽減を図り、持続可能な社会の実現を目標と

する「ファクター」という概念がある。これは、基準となる環境効率を分母とし、目標とすべき環境効率や評価すべき環境効率を分子とするもので、環境効率が何倍上昇したのかを示す指標である。地球規模での持続可能な発展のため、ファクター4やファクター10等が提唱されている。

環境報告ガイドライン 2007年版 (44頁) :

環境報告を行う際の実務的な手引きとして、環境省が策定したガイドライン。2007年版は「環境報告書ガイドライン (2003年度版)」及び「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン (2002年度版)」を統合し、国内外の動向を踏まえ、改訂したものの。

別表1 環境への負荷の自己チェックシート

動植物性残さ (54頁) :

動物性残さとは、魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等をいい、植物性残さとはソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、海苔かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等をいう。

MSDS (57頁) :

Material Safety Data Sheet (化学物質安全性データシート)。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法) は、化学物質による環境の汚染の未然防止に関する国民の関心が急速に高まっていること、有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明の程度にかかわらず、事業者による管理活動を改善・強化し環境の保全を図るための、新たな枠組みの整備を図る必要があることから制定された法律で、人の健康を損なうおそれがある等の性状があり、環境中に存在する物質を選定 (政令指定) している。この法律において、事業者が対象化学物質の譲渡等を行うに際し、相手方に対して当該化学物質の性状及び取扱に関する情報を、MSDSとして交付することを義務付けている。

別表2 環境への取組の自己チェックリスト

COP (67頁) :

Coefficient of Performance (成績係数)。エアコン、冷凍機、ヒートポンプ等のエネルギー消費効率を表す指標で、消費電力1kW当たりの冷却能力または加熱能力を表した値である。この値が大きいほど効率がよいことを示す。

コージェネレーションシステム (67頁) :

Co-Generation-System。「Co (ともに)」と「Generation (発生する)」の合成語で、エンジン、タービン、燃料電池の発電の際に出る排熱を回収して蒸気やお湯をつくり、冷暖房や給湯等に利用するシステム。一つのエネルギー源から電気と熱を合わせて供給することから「熱電併給」とも呼ばれる。

地域冷暖房（地域熱供給）システム（67頁）：

建物ごとに設置されるボイラー、冷凍機等の熱源機器をひとまとまりの地域や複数の建物において集約し、冷暖房や給湯用の蒸気その他、温水や冷水を配管によって供給するシステム。

VOC（69頁）：

Volatile Organic Compound（揮発性有機化合物）。揮発性を有し、大気中でガス状となる有機化合物の総称。大気汚染防止法第二条において、「排出口から大気中に排出され、また飛散したときに気体である有機化合物」という定義になっている。

カーボン・オフセット（71頁）：

市民、企業、NPO／NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

環境ラベル認定等製品（73頁）：

環境ラベル認定等製品には特に定まった定義はない。事業者が、環境負荷低減に資する製品・サービス等と評価するものを対象とする。例えば、グリーン購入法第二条第一項に定める「環境物品等」やエコマーク等の環境ラベル認定商品等が挙げられる。

省エネルギー基準適合製品（73頁）：

大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であってその性能の向上を図ることが特に必要なものとして施行令で指定された機器（特定機器）については、特定機器ごとにその性能の向上に関し製造事業者等の判断の基準となるべき事項（省エネルギー基準）が定められている（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一項、施行規則第四十九条別表第五）。この省エネルギー基準に適合している製品のことをいう。

再生材料（73頁）：

使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部または製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。

エコドライブ（74頁）：

自動車の運転の際、運行方法を改善させ、それにより燃費を改善させること。エコドライブにより、燃費改善により二酸化炭素排出量の削減につながる他、ガソリン代節約にもつながる。